

「三條教則」  
關係資料  
(二十一)

○ 『大祓詞三條弁』 三卷 本号は  
の一点を収める。 根本真苗 (明治七年二月) (このうち中・下の二卷)

解題

『大祓詞三条弁』三巻 根本真苗（明治七年三月）

本書は、本紀要の前号（復刊第三十四号 平成十三年十二月十五日発行）に収載した根本真苗著『大祓詞三条弁』上巻に続く、同書の中巻・下巻の二冊である。第一冊目の上巻と同じく、版本で、二冊目の中巻は表紙題簽に「大祓詞三条弁 中」とあり、本文三十二丁が続く。ついで、第三冊目の下巻は表紙題簽に「大祓詞三条弁 下」とあり、

その他の  
もとより  
まれをきの  
すやとよ  
一二三四

本文二十二丁が続き、そのあとに明治七年三月十日揮毫の小河一敏による「跋」文が二丁あり、末尾に「発売所 西京三条通堺町出雲寺文次郎 大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門 東京日本橋通四丁目須原屋佐助」と発売所広告を載せていて、全二十四丁より成る。

内  
容  
お  
よ  
び  
体  
裁  
は、  
前  
号  
収  
載  
の  
上  
巻  
と  
同  
様  
、  
中  
巻  
は  
大  
祓  
詞  
の  
「  
高  
天  
原  
尔  
神  
留  
坐  
」  
か  
ら  
「  
許  
々  
太  
久  
乃  
罪  
出  
武  
」  
ま  
で、  
下  
巻  
は  
「  
如  
此  
出  
波  
大  
津  
宮  
事  
以  
底  
」  
か  
ら  
「  
四  
国  
ト  
部  
等  
大  
川  
道  
尔  
持  
退  
出  
氏  
祓  
却  
止  
宣  
」  
ま  
で  
の  
解  
説  
説  
明  
と  
な  
つ  
て  
い  
て、  
兩  
方  
と  
も、  
記  
伝  
云、  
真  
苗  
云、  
後  
积  
云、  
後  
々  
积  
云、  
考  
云、  
国  
号  
考  
云、  
な  
ど  
と  
記  
し  
て  
か  
ら  
文  
章  
が  
続  
き、

根  
本  
の  
正  
統  
考  
云、  
考  
云、  
國  
號  
考  
云、  
な  
ど  
と  
記  
し  
て  
か  
ら  
文  
章  
が  
続  
き、

は  
一  
書  
は  
そ  
ま  
の  
考  
云、  
後  
積  
云、  
考  
云、  
國  
號  
考  
云、  
な  
ど  
と  
記  
し  
て  
か  
ら  
文  
章  
が  
続  
き、

あ  
る  
や  
が  
う  
月  
十  
日  
の  
節  
と  
一  
度

小河一敏

小河一敏の「跋」文

その他、著者の根本真苗、「跋」文の小河一敏、本書の特徴等については前号で記したので、ここでは省く。

なお、翻刻掲載については、前号に引続き、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

(二二七)

本書は、本文の上部箇所周辺を中心にして、本文の補注として、「頭書」と筆者が述べる頭注が、かなり存する。よつて、当該箇所は該当する本文のあとに、改行し、さらに、(頭書)と表記してから、その文章を掲載した。その他の凡例については、前号にしたがつた。

### 凡 例

# 資料

『大祓詞三条弁』 中・下巻 根本真苗（明治七年三月）

## 大祓詞三条弁 中巻

根本真苗謹撰

高天原尔神留坐

記伝云

高天原は天なり。原とは広く平らなる処をいふ。

海原、野原、葦原などの如しといふ。

真苗云

天原とは此地上を離れたにすれば、即ち天原なり。かくいふときは、世人耳馴ぬことゆゑに疑かはしくも、思ふめれ

と、天と地との間を虚空といふ。其虚空の遠々の限は、

量り知れ難し。譬へていは、大野原の彼方を、此方よ

り見わたして、其野末の遠く量り知ることの難きと同

しく、高山の頂上にて一尺離るゝも、此平地にて一尺

離るゝも、地より上は、おしなへて天原なり。さて高天

原と高字加はりて、仰き見る天都虚空の極のことゝはなれるなり。

後狀云 神留坐の神を、古は加牟と慥に

唱へしことなるを、かんとはねてよむは、後世の言に

て正しからす。すべてんとはぬることは、上代にはなかりしなり。又神を加牟といふは、音便にはあらず。木

を許某、稻を伊那某、船を布那某といふ類にて、上に

あるとき、音の転る格なり。

考云

留は、続日本紀の

宣命に、神積とあるによりて、かんづまりと訓へし。積はあるを略きたる借字にてあつまりなり。

後狀云 都麻流

は即とまるなり。今俗言に、物の滞ほりて、ゆきとほらぬことを、つまるといふに、とまる意にて同し。

又高天原尔神留坐、と申すよしは、皇御孫命の天之磐座を離れて、此國に降坐するに對へて、降坐ぬ神々を留坐とは申せるなり。

（頭書）古史伝云、高天原の名義、師説に、高とは、是

も天をいふ称にて、たゞに高き意にいへるとは少か異な

り。日の枕詞に、高光といふも、天照と同意、高御座

も、天の御座といふことにて、是等の高も同じ。又高行

や隼別名とは、虚空を高といへるなり。今世にも天津

虚空を然いふことあり。原とは広く平らなる処をいふ。

海原、野原、河原、葦原などの如し。万葉歌には国原ともあり。かゝれは天をも天原とはいふなり。さて其に

高てふ言をそへて、高天原とは此國土よりいふことなり、云々、とあり。此説の如し。○後艸云、万葉に宇奈原能辺尔母奥爾母神豆麻利宇志播吉伊麻須諸等とよめるは、其時の船路の海辺又奥なる嶋々などに、鎮座ことを、神豆麻利といへり。凡て神の鎮座と常にいふも、其所に留坐意也。又神祇官に坐八座の中の玉留魂と申す神名をたまるむすひと訓るは、いみしきひかことて、是も多麻都米牟須毘にて、都米はと、めなり。うかれゆく魂を留め給ふ靈にます神なり。是をも神名帳には玉積産靈と書れたるを以て、たまと訓ことの誤りをも知るへし。又此神名にて、神留は即ち留まる意なることをもさとるへし。○真苗云、うかれゆく魂を留め給ふ靈にます神といへるは然るへからず。玉積魂生魂足魂の二、魂の一にむすびそなはりて、人もとより鳥獸まで、生とし生けるもの、成出ることを、幸はひ給ふの神を申すなり。其委しきはおのれ別に考へあり。

皇親神漏岐神漏美乃命以氏

**考云** 皇は統といふことにて、天を統知坐を皇大御神、國を統知坐を皇大君と申す尊言なり。親は天皇の皇祖神たちはは、御親みのよしなり。○後々艸云、神漏岐神漏美の言のもとは、いかにもあれ、皇祖の男女の神たちを申すなり。岐は男神のこと、美は女神のこと、いふなるは、伊邪那岐、伊邪那美と申す神の御名にてもしるし、さてこゝは高御產巢日神、天照大神なることは、皆人のよくしれることなれば、神の御名をは、申さるる。さるは、記録の書ならは、必ず御名を書くへきことなれども、是は祝詞にて、詞にあやなすことを、むねとつとめたるものなるゆゑに、かくわさと、おほらかにはいへる也。

(頭書) 後艸云、皇は須壳良賀と訓へし。其例は上の天皇朝廷のところにいへるか如し。親は牟都云々と下にく言なり。是を昔より皇親とつけて、すめむつ、と訓來れるは、あるへき語にあらず。古言を弁へざるみたりよみ也。祈年祭詞に皇吾陸神漏伎命神漏弥命止云々、出雲神賀詞に親神魯伎云々、孝德紀に今我親神祖之所知、穴戸國中云々、是等を以て、親は下に屬て、

よむへき」とを知るへし。○命字朝野群載には、御命

と書たり。命以弓とは詔命を以て、仰せつけらるゝを

いふ。此言下の止事依奉岐といふへか、れり

くおほらかにはいへるなり。

豊原乃水穂之國平安國止平久所知食止事依奉岐

國号考云 豊は美称にて、芦原とは、いとく上代に

八百万神等乎神集集賜比神議議賜氏  
後积云 都度比と都度閉とは、自他の差にて、都度比  
は白集ふなり。古事記に都度比と注したるも、八百万  
神みつから集へるをいふところなれはなり。都度閉は  
令レ集の約まりにて、他を集はしむるなり。こゝは詔命  
を以てつとはしむるをいへへは都度閉なり。

我皇御孫之命波

後积云 我は皇祖神たちの我なり。又御孫を美麻とよむ

ことは、続紀十五の歌に、美麻乃弥己止とあり。

後々积云 皇御孫之命とは、天照大御神の御孫之命の、

天津日子番能邇々芸 命を申すなり。はしめ天照大御神

の御名を申さずして、我皇御孫之命と申すは、聞えぬ、

いひさまなれとも、こゝにいへる事ともは、上代には

人のよく知れることなれば、例の詞にあやなすとて、か

如此依志奉志國中尔

後积云 此祝詞の中に、國中といへるに一ツあり。一ツ  
は、俗言にも國中といふ意にて、こゝはそれなり。久奴  
知と訓へし。今一ツは四方之國中とある。そは四方の國

の中央の意也。そのことは下に云へし。

荒振神等乎波神掃云々、とわけてあるへき  
荒振神等乎波神問志賜、神掃尔掃賜氏

真苗云  
こゝは古事記に、此葦原中國は、我御子の

所知國と言依し賜ひし國なり。故此國に道速振荒振神

との多在以爲は、是何神を使して、言趣ましと

神議し給ひて、先最初に天普比神を降し給ひしに、

大國主神に媚付て、三年まで復奏さりき。又天若

ヒコ日子を降し給へるに、此神も下照姫を娶として、八年

まで復奏さるにより、最後に建御雷神天鳥船神を

天降し給ひて、大國主神に問せらる、やうは、天照大

御神、高御產巢日神の命以て問に使はせり。汝か主

領ける此葦原中國は、我御子の知さむ國と言依し

給へり。汝か心奈何と問給ふ、などある。是神問志

爾問志賜しなり。かくて大國主神事代主神の此御国

を献り、又建御名方神などの如く、初は帰順はさるを  
もなつけて、悪きを善きに教へどし、或は掃ひ退けな  
とし給ひし、神事をさして神掃尔掃賜比氏とは申す也。

（頭書）後积云、神掃云々ハ、荒振神に係り、神問

考云  
語問志磐根樹立草之垣葉毛語止氏  
考云  
ものいふことを、古へはこととふといへり。  
後积云

磐根は、た、磐にて、根は添ていふことなり。屋を屋根、  
羽を羽根、島を島根、といふ類ひなり。

考云  
樹立ハ、

云々はむねと大略持神に係れり。然れは云々神乎波神  
問志尔云々、荒振神等乎波神掃云々、とわけてあるへき  
ことなるに、た、荒振神等、とのみあるは、むねと大名  
持神も、あらひ給へること聞えて、いかかなれとも、  
語を省きて、かくもいふへきにや。又思ふにここに荒振  
神といへる、書紀にいはゆる、残賊強暴横惡之神の類ひ  
のみにはあらず。凡て天神に、帰順ひより來すして、  
疎々しき神を、広くいへるか。そのかみ大名持神は、  
いまた天神に、帰順ひ給はさりしほとなれば、然いふ  
へし。さて依来すして、疎々しきを、荒ふといへる例は、  
万葉二に、云々、住鳥毛荒備勿行、四に、筑紫船未毛  
不来者予荒振八公見之悲左、十一に、白浜浪乃不  
肯縁荒振妹尔恋乍曾居、此外にも猶多し。古今集にも、  
故郷にあらぬ物から我為に人の心のあれて見ゆらん。

紀称多知と訓へし。木の枉のことなり。新撰字鏡に  
杠支利久比とある是なり。後艸云垣葉とは、先凡て

草は大かた、三葉五葉つ、など、並ひて生る物なるに、

それを闕取て、た、一葉など残りてあるさまを以ていふ

詞にて、意はた、いさ、かの、草の一葉までといふなる

へし。真苗云語問志磐根樹立、草之垣葉乎毛語止氏、

とは、古事記に、大国主神の仰せに、吾子等百八十神

は八重事代主神、神之御後前となりて、仕奉らは違ふ

神はあらし、とのたまひしこの如く、大国主神の御

父子を初め、親族の従ひまつるからは、此國中に多か

る荒振神とも、否をもいはて、帰順へるさまを、草木

の枝葉を斬はらひたる如くなれば、かく語止氏、とはい

へるなりけり。是等凡て例の文飾なり。

記伝云磐とは、た、堅固をいへるにて、天之石屋戸、  
奉支天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別尔千別氏天降依左

アメノイハクラハナレアメノヤヘグモリチワキニチワキナアメクダシヨマリキ  
天之石鞍、天磐船などの類ひなり。後々艸云伊頭は、  
書紀に書れたる如く、稜威のもしの意なるへし。漢書に

威稜憺乎隣国、注に神靈之威日稜とあるを思ふへし。  
こゝは皇御孫之命の天降り給ふに、供奉の神等もあまた  
ありて、みいきほひのいかめしきさまをいへるなり。○  
千別は、書紀に書れたる如く、道を排斥なり。後艸云

天降は、あまくたりと訓へきなれど、こゝは依志奉支  
とありて、皇祖神の詔命を以て、天降らしむる方よりい  
ふなれば、天降はあまくたしと訓へし。然れば、放も

はなちと訓へきか如くなれども、天之八重雲乎云々は

御孫命の御うへを、直にいふ語なれば、それと同しく、

放をもはなれと訓かた穩がなるへし。さて天降しとい

ふにて、凡ては皇祖神の詔命もて、然カせしめ給ふにな

るなり。真苗云皇御孫命の天降り給ひし時、供奉の

神々多かる中にも其つかさたる、天尻屋命は中臣連等の遠祖にして、諸臣の棟梁なり。即今藤原氏

の祖神、春日神社也。又太玉命は、忌部首等の遠

祖にして、木工、漆部、縫部、織部、染師等の棟梁

たる、安房神社也。又天鉢女命は猿女君等の遠祖に

して内侍所に奉仕する、女官の棟梁たる、春日相殿の比

壳神也。又石凝姥命は鏡作連等の遠祖にして、鍛

治、典鑄の棟梁たる鏡作神社也。又玉祖命は玉祖連等の遠祖にして、玉造の棟梁たる玉祖神社也。右の五柱神を五部緒と称し、諸部か神々を率ゐて、朝廷に仕奉りしなり。されば四方國人、此外天神地祇の末、又支那印土の末にあれど、先おほかたは、此神々の末にしあるめは、論つらふまでもなく、遠祖神の例にならひて、赤心もて仕奉る上からは、三条の教則にもゆめ違ふことはあらしかし。

(頭書) 考云、伊頭は、息出るといふことより、出たる言にて、勢ひをいへり。是によりて、稜威、又嚴などの字を書たり。八重雲は、やへくもといふも常なれど、こゝは古事記によりて、やへたなぐもと訓へし。調へもよろしく、言も雅なれはなり。千別の千は、借字にて、道別の略なり。紀に道別と書り。神武天皇紀に披

雲路駢山蹕、と書れたる是也。○後糸云、伊頭は、稜威なり。此つは、清音にて、古事記、又書紀の訓注など、皆清音の都字をのみ書て、濁音の假字を書ることなし。然るをこゝに、濁音の頭字を書るは、既に仮字の清濁混したる也。考に、嚴と稜威とを一に、心得ら

れたるは誤也。書紀に嚴字を書れたるは忌清めたる意

にて、古事記に伊豆と書る言にて、豆は濁音也。そは稜威とは、もとより別にして、清濁も異に、言の意も異にして、相あつからざることなるを、稜威のつをも訛りて濁るから混して、皆人一言と思ひ誤れり。此事猶古事記伝に委しくわきまへたり。又此いつを、息出と解れたるも、いとくうけられぬ説也。又八重雲を、古事記によりて、やへたなぐもと訓れたるも、言の雅ひたるはさることなれとも、こゝには多那の字なけれは、さは訓難し。すへて祝詞の書さまは、たゞ、読へきまゝに、書たる物なれば、書紀万葉などを訓ことく、文字をはなれて、異さまには、訓べきにあらず。

如<sup>カ</sup>此久依<sup>ヨウ</sup>左<sup>マツリシ</sup>奉<sup>モ</sup>志<sup>モ</sup>四方<sup>ノ</sup>之<sup>ナカ</sup>國<sup>登</sup>

後糸云 四方之國中は、天下四方の國の中央也。

考云 さて是よりは、神武天皇このかたの御代を申せり。下の条々も皆然り。

大倭日高見之國平安國止定奉氏

**考云** 大倭オホヤマトは、今の大和國にて、古ヘの天皇の御代御ヤマト代、此國を宮所とし給へることをいふなり。さて夜万ヤマツカト登トといふ名は、もと此國の山辺郡ヤマヘンの夜万ヤマツカト登ト郷よりおこりて、後に一國の名とはなれりと見ゆ。其鄉名は、山門ヤマツカトといふ意なり。

**後撰云** 日高見之國ヒタカミノクニとは、山遠くして、平らに広き地トコロをいふなり。山の近き地トコロにては、山と空の日との間く見えて、日を見ること低きを、うちはれて広き地は、山の遠き故に、山と空の日との間タ、遠くして、日の高く見ゆるものなれば也。大和國の中央は、廣く平らなる地なるを以て、かくいへり。いつれの国にいへるも、皆同しこと也。○安國ヤスクニは、殊に畿内カネツクニの大和をいひて、**大宮敷**オホミヤマツカいまして、安見し給ふ國と定むる也。

上に広く天下タテハシマをしろしめすをいへると、宮敷ミヤマツカいますとさすところは、異なれとも、安見し給ふ意はひとし。さてこそ神武天皇よりの御事なれば、すなはち其御世より、大祓にいひならへる詞にてもあるへし。  
**（頭書）真苗ヤマツカ云、夜麻登ヤマツカてふ名義は、遡芸速ニギハヤビノ日命天降アマカタリ坐マシし時に、虛空ソラ覗津ミツヤマト倭ヤマツカ國と云る古語あり。それより出し名といへり。又此國は四方皆山門より出入れはこ、**

を以て山門の國ともいへるよしなり。はた倭、大和、山跡など書る文字の論らひ等、すべて国号考にもれなく説れたれば、こゝには洩しつ。

**記伝云** 下津、磐根シタツ柱イハネ太敷立シタツ高天原尔千木高知氏シタツツバハネニミヤバシラ太敷立高天原尔千木高知氏

上代には、神宮人の舍宅イヘも、伊勢神宮などの製の如く、地を堀て柱を立るゆゑに、此称辞シタツあるなり。石根は、ことさらに礎イシスエをするにはあらす。地底シタツにもとよりある石根まで、深く堀て立ると云義也。此称辞を

古來た、柱の上とのみ意得れとさにはあらず。今考るに、万葉ミツバホノクニツカムナガラ二に、水穗之國乎神隨太敷座而云々、又一に太敷シタツカ為京乎置而云々。又一に、飛鳥之淨アスカノキヨミノミヤニカムナガラ之宮爾神隨太布座而云々、などある例を思ふに、宮柱布刀斯理も、其主の其宮を知リス坐スを云なり。○布刀も右の万葉に、柱ならて國を知リス坐スにも云れば、た、廣く大きにと云称辭なり。布刀御幣ブトミテグラ、布刀詔戸ブトノリト、太占タマニなどもいへり。故に広知ヒロシリとも云るかし。か、れは此語は專柱に係るには非す。其宮の主に係れる語なるを、布刀と云か柱に縁あ

るから、宮柱太<sup>ミヤバシラヲ</sup>とはいひかけて、兼て其<sup>ノ</sup>宮を祝たるものなり。○於<sup>ニ</sup>高天原<sup>タカマノハラ</sup>とは、深くと云むとて、下津磐<sup>シタツイハ</sup>根尔<sup>ネニ</sup>といふに對へて、たゞ高きことをいふ古言也。○千木といふものは、上代の家造<sup>リ</sup>に、屋の左右<sup>リリ</sup>の端にありて、其<sup>ノ</sup>本ハ前後の軒よりして上りて、棟にて行合ふを、組違へて其末を、長く上へ出したる物にして、其<sup>ノ</sup>木より上へ高出たるところを、水木とも、千木とも云なり。○高知氏、これもたゞ水木のことのみに非す。主の其<sup>ノ</sup>宮を知り坐をいふ。多遡<sup>タカシマ</sup>も布刀とおなしく称言也。

書紀神武卷に、故古語称之曰於<sup>アシマラスニ</sup>歎傍之檣原<sup>ウネビノカシバラ</sup>也、太<sup>ト</sup>而始馭<sup>ハツクニ</sup>天下之<sup>ミタカラガ</sup>天皇<sup>ミタカラヒ</sup>と見えて、神宮にも、天皇の御殿<sup>ミタカラガ</sup>にも申せり。後<sup>アシマラス</sup>云<sup>スメラオホシヤ</sup>これは神武天皇より、此<sup>ノ</sup>方大和<sup>ノ</sup>国に敷坐<sup>キセ</sup>る、皇大宮<sup>ミタカラガ</sup>を申せるなり。

(頭書) 考祈年祭<sup>フツシキ</sup>詞のところに云、太敷<sup>シカ</sup>は柱を太く繁く立るよし也。敷<sup>シカ</sup>は繁立<sup>シカ</sup>こと上の頸間<sup>ミカヘタカシマ</sup>高知<sup>タカシマ</sup>の下にいへるか如し。高天原<sup>ミタカラヒ</sup>にとは、空に高きをいふのみなり。大祓<sup>シキ</sup>詞には馬の耳の高きにさへいひたり。古<sup>ヘ</sup>の文也。知<sup>シキ</sup>は敷<sup>シカ</sup>と同しくて、繁きをいふ。千木ハ垂木<sup>タリキ</sup>なり。多利<sup>タリ</sup>を

約めて、千<sup>チ</sup>といへり。是を古事記の今の本に、一所は水木、一所は氷様と書り。水字は垂の草書を見まかへて、根尔<sup>ネニ</sup>といふに對へて、たゞ高きことをいふ古言也。○千木といふものは、上代の家造<sup>リ</sup>に、屋の左右<sup>リリ</sup>の端にありて、其<sup>ノ</sup>本ハ前後の軒よりして上りて、棟にて行合ふを、組違へて其末を、長く上へ出したる物にして、其<sup>ノ</sup>木より上へ高出たるところを、水木とも、千木とも云なり。○高知氏、これもたゞ水木のことのみに非す。主の其<sup>ノ</sup>宮を知り坐をいふ。多遡<sup>タカシマ</sup>も布刀とおなしく称言也。

誤まれるなるへし。顯宗天皇<sup>ムサギ</sup>紀の室質<sup>ムサギ</sup>の御詞に、取置<sup>リル</sup>椽様<sup>チギハ</sup>、此<sup>ノ</sup>家長之御心之齊<sup>ノトノモレ</sup>也とある様様是<sup>レ</sup>垂様なり。多くの垂様をもて、屋はらを平らかにする物なるゆゑに、斎とも詔へるを思ふへし。かくて古<sup>ヘ</sup>の家の屋のつまは今も田舎に残れるを、今放首<sup>サス</sup>といふ物<sup>チギ</sup>を垂木にて、其末を棟の上<sup>ヘ</sup>にて組て、本は軒の端まで多く並べ垂て、屋ばらをも軒をも持する也。其組たる末端は、棟の上<sup>ヘ</sup>に繁く並出であるを、垂木高知<sup>チギタカシマ</sup>とはいへるなり。

後<sup>アシマラス</sup>云<sup>スメミマノミコトノミツノミアラカカハマツリ氏</sup>皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉<sup>ミアラカ</sup>氏

後<sup>アシマラス</sup>云<sup>ミツヅ</sup>美頭<sup>ミツヅ</sup>は、物のうるはしきを、ほめ言なり。○御舍<sup>ミアラカ</sup>は、御殿<sup>ミツヅ</sup>也。○仕<sup>ツカヘマツル</sup>奉<sup>ツカヘマツル</sup>とは、こゝは造<sup>リ</sup>奉<sup>ツカヘマツル</sup>るをいふ。凡て下なる者の、上の為<sup>メ</sup>にする事<sup>ス</sup>は、何わざにても、仕<sup>ツカヘマツル</sup>奉<sup>ツカヘマツル</sup>るといふ也。今俗言に、仕<sup>ツカヘマツル</sup>るといふは、即<sup>チ</sup>仕奉<sup>ツカヘマツル</sup>るを、訛れるにて、其<sup>ノ</sup>つかまつるも、物を造ることにもいふ。こゝの仕<sup>ツカヘマツル</sup>奉<sup>ツカヘマツル</sup>るも、それに同じ。

(頭書) 考祈年祭<sup>フツシキ</sup>詞の處に云、美頭<sup>ミツヅ</sup>は、万物の稚<sup>チカ</sup>くす

くよかなるをいふ。神武天皇紀に、みづくし久米の子ら、万葉に、若枝のことを、みづえさし、といへるか如し。今人の語に、みづくしといふも、是なり。みづほの国、又みづのみあらかなといふ。皆其意のほめ言也。顯宗天皇、紀の室賀の御詞に、稚室とのたまへると合せて知へし。瑞字を書は遠し。○後积云、考に、美

頭の注に、すぐよかなるといはれたるは遠へり。そはみづくし久米のこらを、思はれたるからなり。かのみづくしは、古事記にも、書紀にも、美都と清音の都の仮字を書いて、みづの御舍などの、美頭とは別言也。みづの御舍などといふみづには、古書に多く水字を借りて書いて、豆濁音なり。この美頭には、すぐよかなる意は、かつてなし。○記伝云、奉仕は、事服従なり。又服従は、奉仕にて、皆本は一意より出たり。雄略紀に、波賊志謀飫衰枳添你磨都羅符とある磨都羅符は、奉仕するをよみ給へり。

アメノミカゲヒノミカゲトカクリマシテ  
天之御陰日之御蔭止隠坐氏

考云 屋は、天を覆ひ、日を覆ふための、かまへなるこ

とを、文にかくいひなせるなり。〔後积云〕隱とは、御

カクリ

殿の蔭に覆はれて、其内にましますをいへり。人に見えしとかくる、にはあらす。〔真苗云〕推古紀上寿歌に、

ナガ

夜須弥志斯、和餓於朋耆弥能、詞句理摩須、阿摩能椰蘇  
カケ  
詞礙云々、とあるも、此意なり。

安國止平久所知食武

ヤスクニトタヒラケシロシメサム

〔後积云〕こは、上に水穂之国乎、安國止平久所知食止、

コトヨサシマリキ

事依奉岐、とある、天下四方の国々をいふなり。

カムロギ

真苗云 神漏岐、神漏美の命以て、皇御孫之命を、此

カムロミ

葦原の水穂之国に天降したまひてより、神武天皇を始め奉り、御代々々の天皇、天下を統御し給ふみしわざも、

カムナガラ

神代の御手振もて、神隨に知食、聊もさかしらを、

シロシメン

ましへ給はす、天津日嗣を、万世に伝へたまひ、四方

カ

國の蒼生の安く世を渡る大道をのみ、大御心となし

ミコト

給へり。されば、神代よりして、男は耕し、女は機織て、

ヌマク

衣食住の三事を専となさしめ給ふにて、掛巻も恐こけれ

アマテラスオホミカミ

と、天照大御神の、忌服屋におほましくて、神御衣

カムミソ

織しめ給ひ、又御宮田大嘗殿の類ひ、神典に見えたる如

し。是天神の衣食住の三のこととに、甚く神わさつく  
し給へりしこと、知られたり。○彼は思ひ合するに、吾  
大御国は、天業のまゝに、人道をは、立給ひしものなり。  
如何にといふに天地のはしめ、伊邪那岐、伊邪那美の  
二柱、神に修理固成、是多陀用幣流之国と天沼  
矛を授け給へりし事は夫婦の成りたまふ根元なる。沼は、  
借字にて、潤ある物の名なり。滑濡温などの奴な  
り。こゝにては、次の矛に対へて、玉の事なり。矛の言  
は火氣也。異なる形をさして、然云り。是即天地万  
物、陰陽といふ名の、あらんかきり、離るへからざるの  
物也。さて此漂蕩国を修理固成といふは、前にもい  
へる、男は耕し、女は機織業にて、人のたる道なり。  
是を天業のまゝといふなり。又皇御孫之命を、天降坐  
時に、皇祖天神より、掛巻も畏き、三種神璽を授け給  
ひしは、所謂る結縄の大御政事にて、御代々々の天皇、  
此神業を、神隨、常磐に固磐に、うけつき給ひ、天  
下しろしめしたまふことなり。かれは、蒼生此  
朝旨を、遵守奉りて、天業のまゝなる、農事を基として、  
怠慢なく励み朝廷に仕奉るへし。それか中には、己々に、

天性の賢愚はあれど、才を磨き智を開キて、華土族平民、  
共に其家々の業を勉強て、朝廷の御法令を守り、親族  
中睦ましくありなは、即過犯せる事のなきにて、是  
自皇上を奉戴し、朝旨を遵守すとの、教則によく叶ひ  
たるなり。されど人々や、もすれば、我と知らずに、過  
犯すことの、なきにしもあらす。其わつかなる過ちも、  
つもれは大きな罪となりて、身にくさぐの災ひ起り、  
はては家を亡す程にも至れる物なり。まして罪としり  
つ、おかさまには、災ひ忽身に報いて、重きは一なき  
命を失ふも、道理のまにくなり。かゝれば前後にもい  
ふことく、この大祓詞は、即三条の教則、三条の教則  
ハ、即此大祓詞に、異なることもあらされは、若シ  
上を奉戴し、朝旨を遵守せざらんには、天宮事もて定  
めまし、神隨の皇國の御法令を犯せるにて、国にと  
りての大罪、身にとりての大惡也。然る上は、縦や朝廷  
にて免めさせ給ふとも、神の刑罪はせ給はさらむや。恐  
るへし、慎むべし。

後积云

國中爾成出武とは、天下四方の国々の内に、

生る、万民を云なり。

考云

古事記に、伊邪那美命人

草一日絞殺千頭とのたまへれば、伊邪那岐命

吾一日立一千五百産屋との給へり。これによりて、

世人は死ぬるより、生る、か多ければ、益人といふといへり。さて此人は、此国人をいふなれど、其もと

天神の生たまふよしなれは、天之とほめいふ也。

(頭書) 後积云、かの伊邪那岐命の詔ひしまゝに、世の人はやうくに、多くなりもてゆく中に、或は国の乱によりて、戦にこゝと亡く、或は疫病など、又もろくの災ひなどにて、俄に多く亡る事などもあれば、少くなるをりもあれとも、古より永くわたして見るとときは、やうくに多くなりゆくこと也。さて凡て天之某といふは、も然也。

後积云

過犯家牢とは、もろくの罪条の中には、

おのつからなる穢、またおのつからある災などもある。それは過犯とは、いふへからざるに似たれども、

こは然くはしく事を分ていふへきところには、あらされは、姑く過犯罪につきてもいふへく、又おのつからなる穢災なども、其身にこそ、過犯したるにはあらね。他よりいへは、それも同しく過犯せる也。

雜々は種々にて、即ち次なる天罪国罪を、先一ヶ思ふに、罪の言は、積にて、俗言につみつくりなどいふ、と同しくあしきことをかへり見す、積重るをいふにやあらん。

(頭書) 後积云、上に所知食武云々、成出武云々、と云云。又天物に准てする事に云るか、広くなりて、必しも然ぬ物にも、事にも唯美て云事となれり。天之益人

過犯家牢波

もと邇々芸命の天降まし、始め、天より持來つる物を云。又天物に准てする事に云るか、広くなりて、必しも然ぬ物にも、事にも唯美て云事となれり。天之益人

間大祓の時々にあたりて、其時までに、過犯したる罪

を、いふなれば、ゆくさきをかけていふ中ながらも、これは必ず家车ケムと云へき理也。但し祁流多流などは、云すして、家车ケムと疑ふは、凡ては、行きを予めいふ中なれは也。

天津罪止

真苗云 天地の法の、まゝなる道を犯せるを、天津罪と

は云なり。即チ衣食住の三々を害ふ事也。此三を害なへは、三条の一々なる天理人道を明かにすへきとの教則にもとれるにて、なほ一々の教則の条をも、やふるにいたるなれば、よく／＼慎しみてよかし。

(頭書) 後釈云、止は登弓トテといふ意也。こゝは常に云な

らへるよしをもていふ故に、とてといふ也。といひてといはむか如し。○真苗云、こゝの止は、登氏トテの謂にはあらす。止八の八の字の脱トハたるにて、天津罪とは云々といひて、次の国津罪に分てる処なれば、必ず止八と云へき格也。

畔放

考云 阿は、あぜの略也。そは田と田との間の界とし、

又水を貯ふる料なるを、取放ちて、界をみたり、水をも湛へしめぬ也。○後釈云 考に、阿はあぜの略と云れたるは、本末違へり。阿と云そ本の名にて、あぜといふは、畔背アゼなり。

溝埋

考云 溝は、遠く水を引て田にかけむ料なるを、埋めて、

水を引へきよしなからしむるなり。うめは、うづめの略なり。

桶放

後釈云

此桶は、溝にまれ、池にまれ、構へて、常に

は、板もて塞サキて、水を貯へ置て、其水を、田に引用うへき時に、彼、板のせきをは、放つことなるに、水の用なき時に、放ちもらして、田に水をあふれしめ、且用ある時のたくはへを、失はしむるなり。

シキマキ  
頻時

後积云

しきを、考に、繁也と云れたるはわろし。繁き意はない。されば、量あるをといはれたるもかなはず。此しきは、たゞ重なる意のみにて、一度<sup>トドビ</sup>時おきたるうへゝ、又重ねてまくをいふなり。

(頭書) 考云、しきは、繁也、重也。神代紀に、是<sup>レ</sup>を重<sup>シ</sup>播種子<sup>キマキ</sup>と書り。垂仁紀には、重波をしきなみと訓<sup>メギ</sup>り。かくて物の種をまくには、量あるを重々<sup>トヨトヨ</sup>時ときは、仮ひ生出ても、繁きにすきて、実ならざるなり。

串刺

クンサン

考云 田の中に、串を多く隠し刺て、下立<sup>リテ</sup>難からしむるなり。泥中に、機串の多くある田に下立<sup>リテ</sup>ハ、足を害<sup>ソコナ</sup>ふこと也。今も、某には杭串のあるなりといひて、田人は心すれど、猶あやまりて、なやむ類ひ多し。  
〔真苗云〕

トヨサシ

(頭書) 考云、或人、逆剥<sup>サカハギ</sup>を、死たる皮を剥こと、云るは、いかにそや。凡古今、死たる獸の皮をはくは常にて、罪とする事なけれは、此罪の条には、いかてかいらん。神代紀の本書には、たゞ剥天班駒<sup>ヲ</sup>といひ、一書には、古事記と同しく、逆剥とのみあり。逆剥、もし死皮のことならんには、いかてか剥をもいはざらん。すなはち

是<sup>レ</sup>天地の造化を破るにて、天津罪なり。是<sup>レ</sup>天地の造化を破るにて、天津罪なり。

生剥逆剥

イキハギサカハギ

考云 生剥<sup>イキハギ</sup>とは、生ながら其皮を剥<sup>グ</sup>をいふ。逆剥<sup>サカハギ</sup>も—

事なるを、文の勢ひに、重ねいへるなり。

心得れば、疑ひあらし。

後积云 逆剥<sup>サカハギ</sup>とは、凡て獸の皮

を剥<sup>グ</sup>は、尻のかたより、さかさまに頭のかたへ剥<sup>メギ</sup>もて

ゆくゆゑに、いふなり。

〔真苗云〕 古事記に、穿<sup>ツ</sup>其服屋

之頂<sup>ノハネ</sup>逆<sup>ヲサカハ</sup>剥<sup>ハギニアメノチコマラ</sup>天班馬<sup>ハギテ所<sup>ル</sup>オシニイル</sup>

一<sup>ノハネ</sup>二<sup>ヲサカハ</sup>剥<sup>ハギニアメノチコマラ</sup>天班馬<sup>ハギテ所<sup>ル</sup>オシニイル</sup>

とあるは、す

へて、馬の多く生る土地には、必ず絹も、また多く出来るものなるゆゑに、然<sup>カ</sup>いへり。そをこゝには、生剥逆剥<sup>イキハギサカハギ</sup>と馬のことのみを、あらはしして、直に機織業を害ふ事までに及ぼせるは、妙なる名文なり。是<sup>レ</sup>衣食住の中の、衣を、害ふにて、天津罪なり。

〔真苗云〕 古事記に、穿<sup>ツ</sup>其服屋

之頂<sup>ノハネ</sup>逆<sup>ヲサカハ</sup>剥<sup>ハギニアメノチコマラ</sup>天班駒<sup>ハギテ所<sup>ル</sup>オシニイル</sup>

とあるは、す

るるものなるゆゑに、然<sup>カ</sup>いへり。そをこゝには、生剥逆

剥<sup>イキハギサカハギ</sup>と馬のことのみを、あらはしして、直に機織業を害ふ

事までに及ぼせるは、妙なる名文なり。是<sup>レ</sup>衣食住の中

の常なる中に、此祓詞には、殊に多く未にも相似たる、重ね言とも、有そかし。

屎戸

〔真苗云〕古事記に、於<sub>下</sub>聞<sub>ニ</sub>看大嘗<sub>一殿上</sub>、屎麻理散<sub>ト</sub>とある是也。さて神宮は、まをすに及はず、人の家に、みたりに、屎まりちらすを、罪となさて、止へきかは、是は住居をあらす事を、云るにて、たとへは、今世にも、賤き者の、わつかの言葉争ひより、家居に疵付、又大きなるは、火つけなどする、痴者<sub>シモト</sub>のありて、住處を害ふ。これら皆天津罪也。

〔頭書〕後釈云、戸は借字也。久曾閑<sub>クツ</sub>と訓<sub>ム</sub>へし。閑は閑理<sub>リ</sub>を省<sub>ケ</sub>ける言也。かくさまの理<sub>リ</sub>は、省く例多し。日並知と申す御名を、ひなめしと申すか如し。さて屎閑理<sub>リ</sub>とは、古事記に、屎麻理<sub>ト</sub>と同事にて、屎をするをいふ。和名抄に、病久曾比理<sub>ノヤマヒ</sub>乃夜万比<sub>ヒル</sub>、また放屁<sub>ヒリ</sub>倍<sub>ヒル</sub>比流<sub>リ</sub>とある比理<sub>ト</sub>と閑理<sub>ト</sub>と通音にて同言也。今の俗言にも、小き虫などの、卵を生出して、物につけおくを、へりつくるといふも、是なり。また此戸<sub>ノヘ</sub>字を、斗と訓<sub>ミ</sub>で、

古語拾遺を始め、みなその意にとけるは、ひかことなり。また考に、処の意とせられたるもわろし。罪の目に、屎戸<sub>トクソトコ</sub>屎処<sub>トコトコ</sub>などのみいひては、聞えぬ事也。

許々太久乃罪乎

〔真苗云〕こは、畔放溝埋<sub>アハナチミヅウタ</sub>をはしめ、屎戸等のさまざまの罪をさして、許々太久<sub>ココダク</sub>と罪の類ひの多きを云也。

〔頭書〕後釈云、許々太久といふことを、こきだく、こきばく、こゝばく、こゝだくなと、さまくに云るを、万葉に、字は多く幾許と書き。物の数の多かるを、計らすして、大よそにいふ言也。さてこゝに、こゝだくの罪といふは、大祓の時に、求るに、右の類ひの罪ともを、万民の犯したるか、多くあるをいふ也。天つ罪の条目のは外にも多しといふにはあらず。さてこゝは、くはしくいはゝ、云々、こゝたくの罪出武それをは、天津罪と宣別<sub>ワケテ</sub>弓<sub>ヲ</sub>、といふ意なるを、出武といふ言をは、こゝには省けるなり。国津罪の処に、出武とあるに准へて心得へし。

天津罪止法別氏

**後糸云** 法は、借字にて宣別也。大祓の時に、民ともの

犯したる、罪ともを求めて、多く出たる中に、右の類ひの罪ともをは、別にして、これゝは天津罪といひて、分るをいふ。

**真苗云** 衣食住の三ツは、天下に、人と生れ出し、限りは、何れかけても、一日を過し難きものなるを、犯し破るといふは、此、三条の中なる、天理人道を明かにすべき、との教則の、天理に戻れる也。

**国津罪** 八ツ止

**真苗云** 前なる天津罪は、衣食住の天業を害ふこと、又これなる国津罪は、人道を破ることの条目を、云々と対へて云るなり。

**生膚断死膚斷**

**考云** 生ながらこゝかしこに、疵をさけて、人を殺し、又死たる人の体を、傷ふをも、罪とせり。

**真苗云** 人を

種々あれど、人を殺さん料の武器は、古より曾あることをなし。そはいかにといふに、神代にも、天鹿児弓アメノカコヨミ、鹿

児矢あり。是獣を防ぐ備へにして、かの天稚彦の鹿児矢にあたりて、身まかりしも、おのれ此國の主となるべき謂れなき身ながら、然ならんとせる穢き心の、ありけるにより、終に鹿児矢にあたりて、みまかりしなり。

是人にして、人にあらす。獸にひとしき、わざなりけんから、かゝるむくいのありしなり。又節刀を賜はりて、逆賊ともを、征伐するも、朝廷に不<sup>レ</sup>伏<sup>ス</sup>して、百姓の患ひとなりし、痴者なるによりて、打れためさせ給ひしなり。猶いは、古より罪を犯せる者の、公の御裁断によりて、已か身を傷ふなど、是人の人たる者に、あらざるからのことなり。犯罪者は、いはゆる、人面獸心なる者なれば也。

**(頭書)** 後糸云、伊伎波陀多知、斯尔波陀多知と訓ハダタチへし。生死をいきのしのとよむは、言のさましらぬ謬訓リミ也。

また死を、なほしの、と訓るは、しぬは、忌諱なる故なれとも、若此祝詞にても忌ムへくは、那保志乃と書へきに、たゞ死と書るは、これをよむには、忌マさりしことしるし。さてこは、生人にもあれ、死屍シニカバネにもあれ、其膚クルに、疵をつくる穢を、罪とすること、次に委しく

いふへし。人の身を傷ふ悪行の方を以て罪とするにはあらす。其、疵を穢れとする也。されば、他に疵つくるのみならず、己が身に疵つくるも、同し事也。又人に疵をつけたるものも、人につけられたる者も、ともに穢れなるへし。断とは、切るをいふ。今の世にも、聊<sup>カ</sup>にても、疵つくる事を、手を切る、足をきるなどいふ是也。必ずしも切離<sup>キリ</sup>つ事のみにはあらず。

白人胡久美

真苗云シロヒトコクミ 白人は、和名抄の一本に、白癱<sup>シラハダ</sup>一云、白電之良<sup>ラ</sup>波太、人面及<sup>ビ</sup>身頸皮肉色變<sup>ハダ</sup>白、亦不<sup>二</sup>痛癢<sup>ル</sup>者也。注に、推古紀、白癱<sup>モ</sup>亦同訓、按之良波太、即<sup>チシラハダノ</sup>白膚之義、大祓<sup>モ</sup>詞<sup>ニ</sup>所謂白人是<sup>シロヒトコクミ</sup>類也。今俗呼之路奈末豆<sup>マツ</sup>、また胡久美は、同書に、瘧肉<sup>アマシハ</sup>、阿万之々<sup>アマシニ</sup>、一云<sup>フコ</sup>古久美、寄肉也。注に、按阿末之々、余肉也。古久美、見<sup>ユ</sup>大祓詞<sup>一</sup>、其義未<sup>タ</sup>詳、とあるなどにて考るるに、白人は、白癱、胡久美は、黒癱にて、こは、天刑病と世に唱へ、稀にはあるものなり。この病ひある者と交通れば、其子孫に、血筋をひきて、清浄の良民も穢らはしきむれに、いりぬ

めれは、その腐躰の徒を、犯せるを罪といふ也。さてこには、犯せる罪とも、穢とも、あらぬを見れば、おそらくは、其字の脱たるか。又下<sup>モ</sup>の犯せる罪へつけて、然<sup>カ</sup>心得へき、文躰にもやあらん。猶考ふへし。  
(頭書) 後积云シロヒトコクミ 推古天皇の御世に参來りし、百濟人の班白なりしも、白人の類ひなるを、そこに惡<sup>ミテ</sup>其異<sup>ナルヲ</sup>於人欲棄<sup>ム</sup>海中<sup>ノ</sup>島<sup>ニ</sup>、とある如く、さる類ひは、きたなき物にて、世人も惡み、まして神はにくみきたなみ給ふなり。書紀履中<sup>ノ</sup>卷に見えたる淡路島に坐<sup>シ</sup>ます伊弉諾神の飼部<sup>ウマカニビ</sup>の鱗の疵の臭気を、惡み給ひし事などを、思ふへし。さて祓によりて、白人胡久美の類の直るに、あらされとも、祓つ物を出して、祓へは、その穢の清まるなり。

後积云オガハ、オカセルツオノガコ 古事記、仲哀天皇の段、大祓のところに上通下<sup>コ</sup>通婚<sup>タハケ</sup>とある是なり。さてたゞ母、たゞ子といはずして、二<sup>ツ</sup>ともに、己<sup>オガハ</sup>といふは、次の母<sup>ハ</sup>トコ<sup>オカセルツ</sup>子<sup>コ</sup>犯<sup>ス</sup>罪云々の母子とは同しからざることをあらはせるなり。

(頭書) 後积云、女に婚<sup>アフ</sup>ことを、犯すと云は、皇国言とも聞えす。から書によれる言なるへきに、こゝにかくいへるは、如何と一わたりは、思はれとも、猶よく思ふに然らす。こゝの五<sup>ツ</sup>の犯しともは、皆つゝみて、為<sup>ス</sup>ましきわざなるを、つゝします、大よそにするなれば、もとより犯すといふへきことなり。つねにすべて、婦人にあふことを、いふとは、心はへことなり。

母与子犯罪

後积云 先<sup>ツ</sup>一人の女に、娶<sup>アフ</sup>て、又其<sup>ノ</sup>女のさきに、他人に嫁<sup>アヒ</sup>て、生たる女子のあるをも、後に犯すなり。母とは、其<sup>ノ</sup>女子に對へていひ、子とは、其<sup>ノ</sup>母に對へていへるにて、己<sup>ノ</sup>か母、己<sup>ノ</sup>か子にはあらず。上条に、己<sup>ノ</sup>ガといへるにて、是は己<sup>ノ</sup>かには、あらざることあらはなり。

子与母犯罪

後积云 上なるは、先母に娶<sup>アフ</sup>へるは、犯<sup>シ</sup>にあらずして、後に其<sup>ノ</sup>子をも、つらねて奸<sup>タク</sup>るか犯<sup>シ</sup>也。こゝは先<sup>ツ</sup>子に娶<sup>アフ</sup>へるは、犯<sup>シ</sup>にあらずして、後に其<sup>ノ</sup>母にも、奸<sup>タク</sup>るか、

犯<sup>シ</sup>也。されば此<sup>ノ</sup>二条は、たゞ母と子と、先後のたかひのみなれば、合せて母与子犯<sup>シ</sup>とのみ、一<sup>ツ</sup>いひても、あるへきを、かく分けていへるは、古文のあやにて、母と子とを、下と上とに、おきかへたるのみにて、其<sup>ノ</sup>事の二<sup>ツ</sup>に、よく分れて、聞ゆるは、後世の人の及はざる文なり。心をつくへし。

畜犯罪

考云 古事記には、馬婚<sup>ウマタハケ</sup>、牛婚<sup>ウシ</sup>、鶏婚<sup>トリ</sup>などあるを、こゝには、略きていへるか。後积云 此<sup>ノ</sup>犯しも、上代より、ありしなるへし。中昔にも、応和二年、橘泰胤といひし人の家に、下男の犬を犯せし事、日本紀略に見えたり。真苗云 前<sup>ノ</sup>の生膚断<sup>イキダマチ</sup>、死膚断<sup>シニハダチ</sup>より、此<sup>ノ</sup>畜犯<sup>ケモノカセル</sup>までの国津罪を、犯す者は、人にして、人にはらず。三条の中の、人道を明かにせざる事は、ことわりをまたて、知<sup>ラ</sup>れたり。さてかくの如く、天津罪、国津罪を犯し、上からは、必ず其<sup>ノ</sup>報いのありと云事を、次の昆虫以下、さま<sup>ナ</sup>くに説論れたる也。かくいへは、此<sup>ノ</sup>処も前の例に准ひて、国津罪止法別氣弓<sup>ケテ</sup>、などいふ

詞、あるへきやうにも、思はれと、そは、是より下、殊更に、災、字を、おほせたるにて、しるければならん。さて昆虫以下を、是までの大人たち、おほかた国津罪の一類とおもひ説なされたるはひかことなり。おのつ

から来る災をは、いかて犯し、罪となつくるよしのある

へき。災は犯し、罪の報いなること、誰もしりたる如し。

(頭書) 後积云、畜は氣母能と訓へし。和名抄に、獸ノ和名介毛乃、畜介太毛乃とあるは、相誤れるなるへし。

書紀神代卷に、同しつゝきの文に、畜産とあるをけものと訓み、獸とあるを、けだものと訓めるそ、正しかるべき。皇極、卷、又天武、卷に、六畜とあるをも、むくさのけものと訓り。されば、畜は、けもの、獸は、けだもの也。後ながら、源氏物語、帚水卷に、から国のはけしきけだとあるも、虎にて獸也。古今集、長歌に、薬けかせるけだものゝ、とよめるは、実は鷄犬なれとも、雲にはえけん、とよめれば、此、歌にては、犬也。然れは、畜ながら、是も獸の方に、とりてそ、けだものとはよみけん。さてけだものは、毛津物の意なるへし。古書に、毛の和物毛の龜物ともいへり。けものは、飼物の加

比をつゝめて、伎なるを、氣といへるなり。伎と氣とは、殊に親しくて、常に通ふ音也。毛物の意にはあらし。六畜は人の家に飼おく物なれば飼物といふ也。

昆虫乃災

真苗云 考、後积ともに、こゝの説悪し。古事記に、天

照大御神の、石屋戸からくりの段に、於レ是万神之声

者、狹蠅那須皆満万妖悉發云々、とあるは、速須佐之男神、衣食住の三ツを害ひ給ひしにより、日

神天 石屋戸にこもりたまひ、日、光照さす。故地氣の盛に起り、陰々の勢ひつよく、万のわさはひ悉くおこりたるなり。さるからに、かの八股蛇の這虫、顯れ出て、

足名椎、手名椎の女をは喰たりき。是即はふ虫の災なり。今はそれとは、小けれど人たるもの、上にも云る如く、天津罪、国津罪を過ち犯せば、己か身か、又は家内に這むしの災ひ來りて、祟りをもなすへきなり。此、處猶云へ

き事、も多かれど、さまではとてはふきぬ。

(頭書) 後积云、昆虫は、波布牟志と訓。雄略天皇の御歌にも、波布牟志母とあり。虫は、はふ物なるゆゑに、

すへて虫をしかいふなり。鳥を飛<sup>フ</sup>、鳥と云におなし。な

ほ又雨をふる雨、花をさく花、と云類ひも同じことなり。

さて是より三条は、災を以て罪とする也。都美と云は、

悪行のみにはあらず。穢も災も都美なることをさとる時

は、いざ、かも疑なし。皆よく聞えたことなるをや。

さて此虫の災の事は、書紀神代卷に、昆虫の災異を禁

厭<sup>ヒム</sup>といふこと見え、大殿祭<sup>トモ</sup>詞にもはふ虫のわざはひな

くと見え、十種の神宝の中に蛇<sup>ヘビ</sup>、比札<sup>ヒツカ</sup>、蜂<sup>ハチ</sup>、比札などのあ

るもそれを払はむ料也。上代には民のすみか野山にまし

りてかりそめなるかまへなりしかば、虫の害多かりしな  
るへし。

高津鳥乃災<sup>タカラツノトリノワザハシ</sup>

後积云空飛鳥といふ意にて、たゞ、鳥のことなり。さて

此災は、大殿祭の詞に、天乃血垂飛鳥乃禍無久とあ

る、即ち是にて血垂は、応神天皇の御歌に、もゝちだる

家庭とよませ給へる、ちだると一ツにて、古事記上卷に

は、登陀流<sup>トダル</sup>とあり。そは上代人の家の屋根の、竈處<sup>カマド</sup>の

上の煙を出す處の名也。されば其上を飛渡る諸鳥の毒

などある糞、又さらでも毒物など昨來て、竈の上へ落

すことなどありて、其毒にあたるたゞひ、是高津鳥の

災なり。  
真苗云是等の災ひ来るも、神の御咎を蒙れる

によりて、己が身に報い来るか、さらすは、又家族の者

などに、祟りを受ることあり。さてこれまで、災ひの

たくひをあけていへる也。

考云舒明天皇紀に、大星從<sup>レ</sup>西<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>音似<sup>レ</sup>雷<sup>ニ</sup>、時人曰

高津神乃災<sup>タカラツノワザハシ</sup>

流星之音、亦曰地雷、於是僧旻曰非<sup>ニ</sup>流星<sup>ニ</sup>、是天狗也。

其<sup>ノ</sup>吠<sup>ル</sup>声似<sup>レ</sup>雷<sup>ニ</sup>耳。これらは、高津神と云へきか。

後积云高津神とは、雷をいふなるへし。又世俗に、天

狗といふものに、とらはるゝなども、高津神の災なるへ

し。虚空<sup>ソラ</sup>を飛ありく物なれはなり。

畜<sup>ケモノ</sup>仆志<sup>タフシ</sup>

後积云畜<sup>ケモノ</sup>などの死ぬるを、多布流<sup>タガツル</sup>といふ。斃<sup>タガツ</sup>殮<sup>タガツ</sup>殭<sup>タガツ</sup>殞<sup>タガツ</sup>などの字をかけり。多布志は、令<sup>シ</sup>斃<sup>タガツ</sup>にて、殺すをいふ。

さてこれは、其<sup>ノ</sup>罪<sup>ナ</sup>目にいへるなれは、世に人を殺し

たる者を、人殺<sup>ヒトゴロシ</sup>といふたくひに、体言によむへきこと、上にいへる例の如し。こはいかなるわさにか、さたかならねと、思ふに、上代人<sup>ノ</sup>家に養<sup>カ</sup>へる牛馬などを、たちまちに、斃<sup>タフ</sup>れしむる術などありて、おこなひし事そありけん。そは其<sup>ノ</sup>主を恨みいきとほることなどありて、仇なふしわさ也。さればこは次の蟲物<sup>アンモ</sup>と同し類の罪とすへし。

(頭書) 後釈云、或説に、これを鬼魅魍魎の類、人家の畜<sup>ケモノ</sup>を、忽に病斃<sup>ヤミタク</sup>れしむることあり。土俗これを牛馬の疫神といふといへり。これもさもあるへきことなれども、もししからば、民家の災にて、上なる災の類なるを、さは聞えず。これは、次なる蟲物と、一類ひと聞えたれば、人のなすわさとこそおぼゆれ。

蟲物<sup>アンモ</sup>為罪<sup>セルゾ</sup>

真苗云

こは今も世間に云るましなひの類也。さて上の条々の天津罪とは、畔放<sup>ハナツヘ</sup>、溝埋<sup>ミヅウメ</sup>、櫛放<sup>ヒハナツ</sup>、頻時<sup>シキモチ</sup>、串刺<sup>タシサン</sup>、生剝<sup>イキハギ</sup>、逆剝<sup>サガハギ</sup>、屎戸<sup>クノヘ</sup>、国津罪とは、生膚断<sup>イキハゲタク</sup>、死膚断<sup>シニハゲタク</sup>、白人<sup>シロヒト</sup>、胡久美<sup>コクミ</sup>、己母犯罪<sup>オノガハカゼルソミ</sup>、己子犯罪<sup>オノガコカゼルソミ</sup>、母与子犯罪<sup>ハトコトカゼルソミ</sup>、子<sup>コ</sup>。

マジモノセルゾ  
蟲物<sup>アンモ</sup>為罪<sup>セルゾ</sup>

トヘ、トオカセルゾ  
ケモノオカセルゾ  
与母犯罪、畜犯罪、といへる、この罪を犯しなは、まのあたり、咎災の来るもあり。又年経て後来るも多かるなり。俗言に種々の悪事をなすとも、強<sup>アナガチ</sup>に其災の報い来るとは、限るましなど、いふ者のあれと、そは真に浅ましき事なり。人も盛りなる程はよけれど、年老身衰するに至りては、昆虫高津神<sup>ハムシタカツカタカ</sup>、高津島<sup>タカツトリ</sup>などを始め、思ひもよらぬ、種々の災の来ることは、世間に多くあるものなり。然<sup>カ</sup>るを、己<sup>ハ</sup>かさきに、天津罪、国津罪を犯しし事の報いともしらす。悔悟謝罪もせすして、殊更に、外より沸出て來りし事の如く、思ひ、そを免れむと、とみに某の祈り、某のましなひとて、人にも頼み、自身にも其<sup>ノ</sup>わさをなし、或は思ひもよらぬ他人を、こは誰々の生靈死靈より、為せる事<sup>ワザ</sup>と云て、其<sup>ノ</sup>人をしも詛ひ、又其<sup>ノ</sup>家に養ふ処の牛馬などを、仆<sup>タフ</sup>れしむるわさを、構ふることを、今此に畜<sup>ケモノ</sup>仆<sup>タフ</sup>志、蟲物<sup>アンモ</sup>為罪<sup>セルゾ</sup>とはいへるなり。是<sup>レ</sup>己<sup>ハ</sup>が犯し、罪をよそに免れんとする即<sup>チ</sup>是<sup>レ</sup>も一<sup>ツ</sup>の罪也。この事をよく会得したらんをこそ三条の教則の第二条なる天理人道を明になしたる眞の人とはいふべきなれ。

(頭書) 後釈云、字鏡に、蟲<sup>ヒ</sup>、万自物<sup>マツジモノ</sup>とあり、まじなひ

物の意にて、人をのろひ詛ふとて構ふるわざ也。中昔の書ともにも、此ましわさの事、をり／＼見えた。上代よりありしことなるへし。から書にも蠱毒の事多く見えて、その造方などをもするせり。まじ物の罪といはずして、これにのみ、為セルといふ言を加へていへる故は、たまし物の罪とのみにては、人にまし物せられたるも、災にて罪なるにまかふか故也。さて畜仆志とこれと一類にして、此二つは、上なる奸の類とは、罪のさま異なるか故に、中間に災の類の罪をへたてゝ、こゝには挙たる也。

許々太久乃罪出武

後糸云

こは、罪の条目の多きをいふにはあらず。大祓の時、国民共の犯したるか、多く出むといふなり。出武

とは、古事記に、種々求とある如く、大祓を行はれん

として、先づ国人ともの犯したる罪を、探り求るまゝに、

多くの罪共の顯れ出来らんと云なり。今の俗語に、吟味

すれば、出てくるといふ心はへなり。

真苗云

此種々の悪行をなしては、人にして人にあらず。鳥獸にも劣れ

る也。されば前なる、天津罪とて、衣食住を害ふときは、天理に逆らひ、又国津罪とて、生膚断より畜犯罪までの罪を犯す時は、人道を破れるにて、其罪の報いとして、昆虫以下さま／＼の災害来れる也。又其罪の露顯るゝに至りては、輕重こそあれ、公より刑せらるゝに至る。然る時は、我身は元より、一家親類にまで、穢キタなき名を負する也。かかる事のなきが為ニ、天下残る所なく、此祝詞を宣聞しめ給ひしことなり。是即前にも云る、天理人道を明にすへき事、とある御趣意に叶へり。さて又こゝに幽冥より来る所の災害をいひて、公より刑律を加へ給ふことを云ざるは、其犯せる罪も、いまおほやけに聞えざることなればなり。且刑律の事は、いはすも人のしるければ、こゝに云ぬそなか／＼に理りならんかし。

カクイデバアマツミヤゴトモナテ  
如此出波天津宮事以氏

**真苗云** 如此出波とは、前の天津罪国津罪を、うけて云

カクイデバ  
如此出波

るなり。○天津宮事とは、上条に、天神の神議々賜  
氏、我皇御孫之命波、豊葦原乃水穂之國乎、安國止平  
久所知食止事依奉岐、とある如く、天孫降臨ましく  
し時より、天業のまゝに、人道を立給へる御國なれば、  
賞罰ともに、それにならひて、行はせらるゝを、天津宮  
事と云也。神代紀に、科素菱鳥尊千座置戸之解除、  
以手爪為吉爪棄物、以足爪為凶爪棄物、乃  
使天兒屋命掌其解除之太諱辭而宣之焉、とあ  
るにても知へし。

(頭書) 考云、宣事を、今本に、宮事、一本に、宮事と  
ある。ともに、古へに例なき言也。ことわりをいふ人あ  
れといかゝなり。宣字を誤ること明けし。○後积云、  
天津宮事とは、高天原なる、天照大御神の朝廷にして、  
行はせ給ふ儀式に、ならひて、其如く行ひ給ふ事をい

ふ。凡て此御国にして、皇御孫之命の朝廷の儀式も何  
か。考云 天兒屋命より、始めて神事を掌る官なり。

根本真苗謹撰

も、皆かの天上の朝廷にならひて、行はせ給ひこと也。

考に、宮字を、宣に改めて説れたれども、皇祖神の御  
詔を奉りて宣ル、のりといふなりと云れたるは、宣事は

皇祖神の詔事といふことか、又うけ給はりてのる人の宣  
事か、いと紛らはしくて、何方とも分りかたし。若シ

祖神の詔ならば、其御名を挙へきに、た、天津宮事と  
いひては、さは聞え難く、例もなき事也。そのうへ皇祖  
神の詔によりてする事は、云々の命以とこそいへり。

宣事以といへるは、例なきこと也。若シうけ給はりての  
人の宣事とする時は、下に天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼

と同しことの拙く重なりて、文理とのはす。然れど何  
にしても、宣事にてはあたりかたし。又天津宮事とい

ふを、例なきこと、いはれたれども、なとか然云ざる  
へき、聖武天皇の大御母の御諡を、千尋葛藤高知天

宮姫命と称申給へるも、天津宮といふことのあるを以  
てなり。

考云 大中臣

**後狀云** 中臣といふは、中取臣のつゝまりたる也。

**考云** これ神と君との中を取て、よろしく申請よし也。

**大中臣** と云は、すへて天皇の大御事にかゝるは、**大某**と

云例にて、こは神祇官にして、直に神と君との、御中を  
奏請か故に、大中臣とはいふなり。此、中臣の職、天児  
屋命の子孫、相伝へ来て、つひに中臣氏となりたり。  
此、詞なる大中臣は、古のことく、神事を掌る職につき  
ていへる也。中臣氏と云にはあらず。 **後狀云** 考にいは  
れたることく、後まで、職をいふと、姓をいふとの、分  
ちあり。

(頭書) **考云** 古の大政をすへ掌れる人の、連のかはね  
なるをは、**大連臣**のかはねなるをは、**大臣**と云りしも、  
大と云事相似たり。但し**大連大臣**はかはねにつきて  
ひ、**大中臣**はわざにつきていふなり。又神護景雲二年の  
詔に、因神語有ノ大中臣、而中臣朝臣清麻呂云々、  
賜姓大中臣、朝臣一と統日本紀に見えて、**大中臣氏**と  
云は、これよりなり。かくて後までも猶、官の中臣と、  
氏の中臣との分キあり。さて右の詔に、神語とあるは、  
即チ大祓、詞のこと也。

**天津金木乎本打切末打斷底**

**執中抄云** 天津は、考に、天津神事なれば尊みて、天津

某といへりとあり。下なるも是に准へて知へし。○**金木**  
は、小木也、と考後狀ともいへり。○本打切末打斷と  
は、その小木の本と末とを切捨て、中のおなしほとなる  
ところを、あまた取並へて置座に造る、いはゆる**檜案**  
なり。

(頭書) **考云** 金木は斎明天皇紀に、兵尽前役以レ  
培戰とある。培は若木を棒としたるにて、握之木と  
いふ意也。大きならて、手に取はかりなる木のよし也。  
此、つかなきの、つを略きて、かなきといふ。孝德天皇  
の御歌に、**舸娜紀都該阿我柯賦古麻播比枳湿世儒**、とよ  
ませ給へる是也。小木を馬の足に結付て、ほだしとす  
るをいふ。ひきでせばは、引出不為也。また和名抄刑  
具部に、鉗加奈以鉄束頸也。又云鉄和名脰沓也。こ  
は後のから文字を、挙たるにこそあれ。こゝの古へはほ  
だしにも、小木を用ゐたりし。ゆゑに、**加奈紀**てふ名は  
あるなり。然るを和名抄によりて、こゝを刑具として、

本末をさるは、其刑具を破りて、今より用ゐざるを示すといひ、菅曾を割も解ですつること、いふは、からによりたるひかことて、聞も穢らはし。刑具を祓柱の置座にしたりし事、何にも見えず。もとより御穢れたる物を、用うへきことにあらず。○後积云、金木の事、考の説の如し。文選東方朔が文にも以「筵」チカナキヲブ、「撞」ツク、「鐘」ツラと有て、注に筵小木枝也、といへり。さて考につかなきの、つを略きて、かなきといふと云れたるは、本末たかへり。孝徳天皇の大御歌、又此祝詞にいへるなども、皆加那紀なれば、これは本よりの名にて、かの斎明紀に榜を都加那紀と訓るは、握加那紀といふことにて、手に取持て、戰ひなどする、今世の棒也。又加那紀は細木の、すへての名なるを、其中に手に取持かなきを、握かなきの意にて、つかなきとは云なり。さて又和名抄に、刑具の鉗鉄を、かなきとしたるは、考に云れたることく、もとは小木を用ゐたりしか、後に鉄にかはりても、名は古のま、なりし也。然るにこの金木を、刑具と心得たるは、末の物によりて、本名を誤れるなり。

千座置座尔置足志  
チクラノオキクラニオキカラ波氏

後积云 千座とは、その置座の数の多きをいふ。○置足波志とは、置満るをいふ。さて祓物といはされは、置は何物を置にか、聞えかたし、と思ふ人あるへけれど、上に、許々太久乃罪出武とあるにて、おの／＼その祓物を出すことは、いはても聞えたれは、おのつから其祓物を置ことくきこゆるは、古文なり。

執中抄云 千座置座云々は、金木を、千座に作り、其置座の上に、祓物を置たらはしての義にて、榼案に種々の物を、おきならふることを、かく云るなり。  
真苗云 後世罪の輕重によりて、贖金を出さしむるも此所以也。

(頭書) 考云、置座は、右の加奈伎也。木工寮式の、八座置四座置、条に、以木為之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各以八枚為束、名稱八座置、長短各以四枚為束、名稱四座置とあるは、其頃は、割木を用ゐたるか、上代には、榼木を用ゐたりし故に、かな木とはいへり。されと此式に依て、上代の置座の形を知へき也。○後积云、木工式に、記されたるは、後のことにて、た、其かたはかりを、残せる物なるへ

し。

アマツスガソラモトカリタチスカカリキリテヤハリニトリサキテ  
天津菅曾乎本刈断末刈切氏八針尔取辟氏

執中抄云  
天津菅麻の菅は、水草也。此物其質のいと

清らなる故に、すがと云。即清の義也。後釈に、曾は、

佐乎の約にて、緒なる物を、何にまれいふ名也。その佐

は、真に通ひて、真緒の意なり。さて麻をも、そと云て、

某麻とかくは、麻は、むねと緒に用うる物にて、即チを

とも云におなし。是にてそは、さとなることを曉るへし

とあり。今世社人の紙を千筋に切たる束ねて身を払

ふは、やかて此菅麻の余波にて、こは祓物にはあらず。

其身の穢を払い清むるか為に、大中臣の自造設ても

る也。○本刈断末刈切とは、是も本末をは捨て、中のよ

きところを取て、八針に取裂也。八針は借文字にて、弥張に

て、細に張り裂くをいふ。

考云  
こゝは、金木と言を対へていへり。

(頭書) 考云、菅は、笠にもする菅也。此物を祓に用ゐ

しことは、万葉に、木綿手次、可比奈尔懸而、在元左佐

羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原尔、

出立而、潔身而麻之乎、又佐保川丹、石尔生菅根取而、

シヌブクサ、ハラヘチマンツアカノリトミノ、奈加止美乃、古  
スゲラキハラヒ、伊能利志古登波、などある是也。

古ヘの祓には、割たる菅を、手に取持て、塵などを払ふ  
か如き、わざをせし也けり。

天津祝詞乃太祝詞事乎宣札

真苗云  
天津も、太も、ともに美称いふ詞也。又能理斗

も、能理斗基登も、宣説言の約りにて同し意なるを、

かく重ねたるは、詞をあやにつよくいはんとてなり。さ

て後釈に、太祝詞事は、即チ大祓に、中臣の宣ル此詞を

指るなり。といはれたる如く、こゝは上の天津罪国津罪

を、親王以下百官人、また国々の人民とも、若シ過犯せ

るもの、あらは、己々に種々の災起り来れるものなれば、

そを払ふか為に、神代の御手振にならひて、大中臣に祓

の此祝詞を宣レミカド

の事とて、別に其祝詞の有にはあらざるへし。中臣も

て、此祝詞を宣聞さしめ給ふは、今世教導職の、三条

の教則をあまねく国人に、をしへさとすと同ことなり。

さて前なる大中臣天津金木乎と云より、此太祝詞事乎

ノレとあるまでは、集クコナハ侍れる人の多かる中に、過犯せる者は、贖物を出して、直に其罪を祓清むるさまをいふなり。然カる上は、天ツ神地ツ祇ミツコトも、喜悦ヨロコキ聞食さんといふ事を、次々に挙られたる也。是即チ三条の中の、敬神愛國の旨を体すへき事、との御趣意たることを、さとり得知へし。

(頭書) 考云、或人祝詞は、神に告る言也。是は人の身滌祓の事なれば、祝詞とは云す。たゞ詞とのみいへり。されはこゝに天津祝詞とあるは、別に神代より伝はれる言あるならん、といへるはひかことなり。此文上に皇祖神の詔を挙て、こゝにいたりて、ふとのりと、云る。いかてか詔詞ならざらん。○後积云、宣礼と云は、仰する言なれとも、こゝは仰するにはあらず。然れども、必ずくいふへき語のはこひなり。○後々积云、宣礼とあらは、利を礼とうつし誤れる也。宣礼と云は仰する言にて、ここは中臣のみつから宣ことをいふなれば、叶はず。必ず宣利といふへきところそかし。さるを後积に、必ず宣礼と云へき語のはこひ也、と説れたるは、心得ぬことにそありける。さはいふましき語のはこひとこそ思はる

れ。上にこそといふてにをはもなく仰する言にもあらて、入日刺奴礼、大雪乃乱而來礼、伊乃知多延奴礼など、古歌に数多見ゆれと、そは皆札婆レバと云意を札とのみいへるにて、こゝの例とはしかたし。

如カ此久乃良波ラバ天津神波アマツカミハ天ツ磐門アメノイハト平トヲ推披オシビラキ氏天アメノヤ之八重雲ヘタモラ乎伊頭イヅ乃千別尔千別タキコシメサム所聞食ウツメ武

後积云 天ツ磐門アメノイハトは、たた天津神のまします殿の門也。

磐イハトといふは、上文なる天ツ磐座アメノイハクラの類にて、堅固カタキよしの祝言也。後々积云 高尚つらつら考ふるに、天津神は天ツ磐門アメノイハトを披きたちいて給ひて、八重雲隔たる遠き道を、道別に道別て、大祓する其ノわたりの、高山之末タカヤマノスエに天降りましてきこしめさむといふ意なるへし。さるをしかくのところに、天降りましてといはざるは、次に国津神波クニツカミハ、高山之末タカヤマノスエ、短山之末尔ビヤヤマノスエニノボリマシテ、といひて、天津神アマツカミはもとよりそこに天降り坐てあるなどを、いはてしらせたる、古文のたぐみなり。国津神の高山之末にのぼり給ふは、天津神の天降り来ましてあるからに、そこにつとひ給ひて、この大祓の祝詞を、もろともに、きこしめしいれむ

とてなるへし。されば高山之末云々は、天津神につきたることなるを、国津神のかたにいひて、はじめにはてらして、同じ詞の重ならぬやうに、いひなたるは、妙なりとも妙なり。天津神の高山之末に天降り給ふは、天より近きにたよりよければなるへし。さるからに、必ず国津神の、其、高山之末にのほりまして、諸ともに此、祝詞を聞給ひて、ちからをあはせて、世、中のつみけかれを、はらひきよめ給ふへきことなりかし。

後々积云 国津神の、高山の末に、のほりますゆゑは、  
上にとけるか如し。後积に、山に上坐てといふも、高  
きところにては、物のよく聞ゆる故なり、といはれたる  
は、うけられす。国津神のよく聞給はむとなは、祓  
所に集ひてこそ、き、給はめ。なにの故にか、たかき山  
の峯に、のほり給ふへき。しかのみならず、高きところ  
は、物のよく見ゆることはあれとも、よくきこゆること  
はなし。さて高山之伊穂理乎、搔別氏、所聞食武は、天  
國津神波高山之末短山之末尔上坐氏高山之伊穂理短山之  
伊穂理乎搔別氏所聞食武

津神、国津神、諸共なれとも国津神の方にのみ云ること、  
高山之末尔上坐氏といへる、同しころはへにて、天津神をは、いはてこめたる、古文のたくみなり。

後积云 伊穂理は、考にいはれたる如くにて、雲霧の類  
をいへるなり。但し氣騰の略といはれたるはひかこと

なり。又五百霧と見られたるも、いとわろし。たゞ俗言  
にも、煙などのいふるといふと同しくて、凡て物のおぼ  
ろにして、明かならざるをいふ言也。いふかし、おぼろ  
なども、伊煩伊夫渙煩みな通音にて、本同言也。万葉に、  
おほ、しく、いふせし。いふかしなといふ言に鬱とも鬱  
悒とも書は、こゝは雲霧などの立隔たりて、鬱しきを  
いふ也。

(頭書) 考云、短山を、みじか山と訓はよろしからず、  
と荷田大人の云れし、まことにみじか山といふ言はなし。  
考ぶるに古事記に、迦具土神の殺されし身、八の山つ  
みとなる、其、頭になれる、正鹿山つみの神、次に胸に  
なれるは、渕騰山つみの神云々、と見ゆ。然れば短山は、  
渕騰山にあたれば、然訓へし。末は山の上也。麓を  
山本と云に對へり。又高は低に対ひ、短は長に対ふ言な

るを、こゝに高山に対へて、短山と書るは、みじかとは

よまぬことを、しれる、古人の筆也。○後釈云、短山は、字のまゝに、美自加夜麻と訓ム。高き対へて、みじかと云こと、中昔の言に、貴賤を高きみしかきと云る事多し。源氏物語に、位みじかくてある。注に河海抄に、位卑選叙令とするされたり。令の昔の本に、然そ訓りけん。又書紀天智、卷に、卑地をみじかきところと訓

り。これらを以て見れば、古より低きを、みしかといへる也。○考云、伊穗理は、雲霧をいふ。そはその山の氣のほるなれは、氣騰といふを、略きたる言なり。

つねに烟にいぶりといひ、倣のいきぼりあるなどいふも、皆氣のおこりたつを云て、同し古言也。又思ふに、五百霧を略きて、云るにもあるへし。いつれにてもきこゆ。

如カク所キコシ聞メシ食波  
後タ釈云云  
かくきこしめしては、天津神、国津神、ちからをあはせて、祓のわざをたすけ給ふへく、しかあれはいよくはらひのしるしありてといふ意を、言外にこめて、皇御孫之命スメミマノミコトノミカドヲハシメテアメノシタヨモノクニルツミト乃ノ云々、罪止云布罪波イフツミハアラジト不在止はいへる

也。

(頭書) 後釈云、氏波は、而有者の意にて、波は濁音也。皇御孫之命乃朝廷乎始氏天下四方國波罪止云布罪波不スメミマノミコトノミカドヲハシメテアメノシタヨモノクニルツミトイフツミハアラジト在止ジト而者チハの意濁るときは、而有者チアラバの意にて、差別ある辞チそかし。

後釈云ソミト罪止云布罪波イフツミハとは、罪と云かきりの罪は、一ツものこらす、悉コトタクくといふ意也。○不在アラジは、みな消エ夫セてのこりはあらしなり。

(頭書) 考云、みかどハは、先ツは宮城門の内をいへと、こゝは京城門の内までを、兼云ツとすへし。次に四方、国をいへはなり。○後釈云、朝廷は、た、朝廷なり。考の宮城門京城門のさたは、かなはす。凡て美加度ミカドといふ名は、其ハ本は大宮の御門より、出たることなれども、古よりた、朝廷の字の意にいふは、常のことにて、必ず

しも御門に、かゝはらす、もし御門の意とせは、こゝ  
は朝廷乃内呼始氏、といはされ聞えす。御門乎とい

ひては、たゞ御門のみの事になりて、其内のことには、  
なりかたきをや。

科戸之風乃天之八重雲平吹放事之如久朝之御霧夕之御  
霧平朝風夕風乃吹掃事之如久

後々积云八重雲とは、いく重もかさなれる雲をいへり。

そのかさなれるを、はなれくになるやうに、風のふき  
はなては、おのづから消ゆくもの故に、吹放事之如久  
とはいへるなり。雲をは、はなつといひ、霧をは、はら  
ふとかへていへるもの詞のあやなり。又風をさきに云て、  
雲をのちに、霧をさきに、風をのちにと同しやうのこと  
をは、かくいひさまをかへて、聞よきやうにいへるなど、  
古文のたくみにして、後世の人のさらにおよはぬこと  
なりかし。  
執中抄云科戸之風より打掃事之如久まで

は罪を祓ひやるの譬なり。

(頭書) 考云、紀に伊弉諾ノ尊曰「我所生之國、唯有朝霧  
而薰満之哉」、乃吹撥之氣化為神号、曰「級長戸」

辺神一亦曰「級長津彦神」、是風神也、とあるを以て、  
後にしなとの風とはいふ也。

大津邊尔居大船乎舳解放艤解放氏大海原尔押放事之  
如久彼方之繁木本乎焼鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久

後积云大津邊は、おほつのべと訓むも、あしからね  
と、猶おほべと訓へし。○居は、泊り居をいふ。○彼  
方は、俗言にあなたといふことなり。凡てをちこちは、  
あちこちといふことにて、もと彼是の意なるを遠近とも  
書は未也。さてこゝに彼方之といへるは、たゞ打見渡  
したるところをいひて、あなたといふこと也。○繁木本  
は、木立の本を云なり。

[考云] 焼鎌とは、焼て刃をなす  
故にいふ。

(頭書) 後积云、斎明紀の童謡に、鳥智可拖能、阿婆努  
能枳々始云々、万葉二に、大名児、彼方野辺尔、荊草乃、  
束間毛、吾忘目八、古今集に、うち渡すをち方人に  
物申す我云々、などある皆然り。をちは、地名にはあら

す。彼方ヲチカタの也。さてこゝは、たゞ繁木ソクキが本モトにて、事たれ  
るを、彼方ヲチカタノ之シといへるは、いたつらなること聞ゆれとも、  
かくいふそ、古語アヤの文モノにて、右の斎明紀、又万葉の歌な

るも皆同し。○後々积云、後积に、こゝにかくの如く、  
大かた同しさまなるたとへを、四ツまでかさねて、あけ

たることは、祓によりて、罪穢ミタマのそこり清まることの、  
速かに残りなきことを、たしかに顯さむ為に、かへす  
くツいへるにやと云れたるはよろし。又思ふに、この次

に瀬織津比咩セオリツヒメ云々より、速佐須良比咩ハヤサスヒメ云々までの、四ツ

のこと、もに配當たるにもやあらんか、と云れたるは、  
いたくわろし。此ハたとへの四ツあるは、さやうのことに  
はあらす。古文には一ツいひてもよきことを一対つ、一ツ

いひてあやなし。その心を深くすることあり。そは続日  
本紀の詔詞に、汝等清文明支正支直支心以キヨキコニモチテとあるを

見てもしるへし。清支心以とはかりいひてことわりは、  
きこえたることなるを、清文明支正支直支と一対つ、  
二ツいへり。こゝなるも、科戸之風乃ノカゼノ、天之八重雲乎吹  
放事之如久ハナツコトノゴトク、とのみいひて、ことわりは、きこえたる  
に、雲霧を風の吹掃こと、船を海に押放出し、木木本

を鎌もて打掃こと、を、一対つ、一一ツいへるにて、ま  
たくタク同しことそかし

後々积云 遺罪波不在止祓給比清給事乎

後々积云 事乎とは、諸人の罪穢ミタマをとりつけたる祓物  
をさしていへり。さてこそ下の大海上原爾持出奈武、  
可々春氏车などいへるにも、よくかなへれ。

後々积云 織津比咩止云神

後々积云

こゝも高山タカヤマ之末ノスエ短山ヒヤマ之末ノスエ理リ佐久那太理オチタタケリ尔落多支都速川能瀬坐須瀬  
織津比咩止云神

執中抄云

理尔云々は、広瀬祭カダシタツヒメ祝詞に、山々乃自口狭久那多利尔  
下賜水セカリとありて、後积に、佐は例の真にて、真下垂也、  
と云る如くなれば、何處の山川にても、云る、詞なり。  
○瀬織津比咩セオリツヒメの瀬織は、後积に、瀬下セカリにて、彼伊邪那  
岐イザナギ神の於中瀬降迦豆伎カヅキたまふと古事記にある意の御

名也。かくて此神即禍津日神也、倭姫命世記に、荒

祭宮一座、皇大神荒魂、伊弉諾大神所生神名八

十柱津日神也。一名瀬織津比咩神、是也と云り。

(頭書) 後糸云、禍津日神を、瀬織津姫と申すは、かの

はしめて中瀬に、降かつき給ふ時に、生坐る故にて、

こによくかなへり。さてこは祓物に負せて、流し

やりたる罪穢を、先受取給ふ神なれば、かの中瀬に下

て、よみの國の穢を、先滌きはしめ給へるに、よく當

れり。そもそも禍津日神は、世中の凶事を生し行ふ神

なるに、是は罪穢をはらひ滅す始なれば、生ると減る

と、表裏の違ひなるか如く、なれども、これぞ祓の主意

にて、深き理あることなりける。そは先祓を行ひて、

罪穢を清め流すは、よみの國の穢より起れる。禍津日の

凶事を、又本のよみの國へ、返しやるしわさにて、それ

を先此神の大海上原に持出給ひて、さて此次に見えた

如く、次第におくりやりて、終に根國に至るは、これ罪穢の基本にかへるなれば、此神の生し行ひ玉への凶事を、又此神の受取て、本へかへし給ふにて、表裏のたがひの如くなるは、同事の來ると往との、けちめに

そありける。

大海外原尔持出武如此持出往波荒塙之塙乃八百道乃八塙道之塙乃八百会尔座須速開都比咩止云神持可可吞武

執中抄云 塙乃八百会とは、後糸に、八百の塙道の集

会ふ所を云。方々の潮道より流来る潮の、ひとつところ

に集会て、海底に巻没処也。○速開都比咩、後糸に、

こは彼御禊段に生坐る伊豆能壳神也。その伊豆は、阿

伎豆の約りたる御名にて、即彼速秋津日子神、速秋

津日女神と同神也。秋は明の借字也。明とは、御禊に依

て、清まりたるよしの御名也。○持可々呑とは、かぶ

くと呑むことにて、罪穢の水に交りて、潮路より八百

会の黄泉の水門に、巻没するを、呑込み給ふよし也。さて

誠は呑給ふにはあらず。水門に坐て、罪穢の黄泉に帰入

するを、掌り給ふ神なる、故に、かくいへるなり。

(後々糸云) しかいふは、次に氣吹戸主と云神、氣吹放とかさね詞に、いはむとて、呑て氣吹とよりくる、文詞のあやに、まうけたとへたる也。されば氣吹放たまふと云る譬也。

(頭書) 後穂云、八塩道とは、上の塩の八百道をうけ重ねていへる也。上には八百と云て、これにたゞ八とのみ云るは、これ違へる如く聞ゆれとも、八とのみいふときは、八十にも、八百にも、八千にもわたりて、広ければ、八百塩道をいふに同しき也。又速秋津日子日女二柱、神は、古事記に、水戸神とあるを、こゝに塩の八百会に坐<sup>ス</sup>と云るは、いたく處違ひたれとも、是に深きよしあり。そは潮の八百会は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ、潮の没往門口なれば、是又彼方の水戸也。常に云水戸は、川より海へ水の出る口、塩乃八百会は、海より入て根國の方へ水の出る口なれば、此方にて川より出る所と彼方へ出る所との差こそあれ、共に同しく水戸なる、古伝の趣の妙なること、かくの如し。よくく味ふへし。

如此久可<sup>カ</sup>可<sup>ク</sup>吞<sup>カ</sup>氣吹<sup>ハ</sup>戸<sup>シ</sup>坐<sup>ス</sup>須<sup>ハ</sup>氣吹<sup>キ</sup>戸<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>止<sup>ム</sup>云<sup>フ</sup>神<sup>ミ</sup>根<sup>ミ</sup>國<sup>ミ</sup>底<sup>ミ</sup>之<sup>クニ</sup>國<sup>ミ</sup>尔<sup>ミ</sup>氣<sup>ミ</sup>放<sup>ハ</sup>去<sup>カ</sup>如<sup>ク</sup>此<sup>ハ</sup>久<sup>カ</sup>氣<sup>ハ</sup>吹<sup>ハ</sup>放<sup>ハ</sup>波<sup>ハ</sup>根<sup>ミ</sup>國<sup>ミ</sup>底<sup>ミ</sup>之<sup>クニ</sup>國<sup>ミ</sup>尔<sup>ミ</sup>坐<sup>ス</sup>速<sup>ハ</sup>佐<sup>ハ</sup>須<sup>ハ</sup>良<sup>ミ</sup>比<sup>ハ</sup>失<sup>ハ</sup>車<sup>ミ</sup>佐<sup>ハ</sup>須<sup>ハ</sup>良<sup>ミ</sup>比<sup>ハ</sup>失<sup>ハ</sup>車<sup>ミ</sup>

後穂云 氣吹戸とは、此氣吹戸主ノ神の、諸の罪穢を、

いふき放ちやり給ふ処のかきりを、ひろくいへるにて、はじめ祓つ物を、川に流し棄る処よりして、終に根國に至るまでの間に、ひろくわたる名より、坐といへるは、氣吹戸といふ所の一あること聞ゆれとも、然らす。た、上の二つの例のまゝに、坐とはいへるにて、別にしかしふ所の一あるにはあらず。○氣吹戸主神は、倭姫命世記に多賀宮一座、豐受荒魂也、伊弉那伎神所生神、名伊吹戸主亦名曰神直日、大直日神、と見えたり。多賀宮は、伊勢外宮の別宮高宮也。是を豊受荒魂といへるは、心得ねと伊吹戸主を、直毘神也といへるは、後世人はさらに思ひよるまじき事なれば、こは必ず古き伝説なるへし。ここに正しくかなひて、いたふとし。○根國底之國は、即黃泉國也。そもそも世中の凶事は、皆もと黃泉國より起り来ることなるを、祓禊は、其罪穢の凶事を、本の黃泉の国へ、かへしやるしわざにて、此祓禊する事を、天津神、国津神の聞食し納る者は、此段の神たち、其祓ひすてたる罪穢の凶事を次第によみの國へおくりかへしやり給ひて、世中の罪穢除こり清まりて凶事なき、是そ祓禊の旨趣なり

ける。○氣吹は、息以テ吹ク也。放は、はなぢやる也。  
さて速開津比咩には、呑といひ、此神には、氣吹放と  
いへるも、実に此異あり。かの呑給ふは、顯國の罪  
穢の除こり亡るなれば、呑没失ふ也。此氣吹放給ふは、  
既に根国の方に移りたるを、受て根国までやり給ふなれ  
は、其物を、御息以て、吹やりたまふ也。此一ツの心は  
へ、直毘神と、伊豆能売神とに、よくあたれり。

**執中抄云** 速佐須良比咩は、伊勢國奄芸郡、尾崎神社  
記に、祭神一座土藏靈貴速佐須良姫ノ命、御靈形石坐、  
是祓所靈神也。素盞烏尊御子也。為天下ノ人民、解  
除天津罪國津罪、致國家泰平生育人畜草木之  
靈神也、などあるかことく、土藏の靈貴にまして、素盞  
烏尊と共に、彼土におはしまし、罪穢をさすらひ失ふ  
事を掌給ふ。されば土藏とは、黄泉なり。是地脉の臓府  
なるよしなり。  
**後釈云** さすらひうしなふは、行方そ知  
れすなして、亡なひ給ふなり。流離などの字を訓ム其  
意なり。俗傳をも訓メリ。

(頭書) 後釈云、或人問、かの伊邪那岐、大神の御禊に、  
此神たちの生坐るは、先禍津日、次に直毘神、次に

伊豆能売にて、其次第、事の趣に、よくかなへり。然  
れは、こゝも、氣吹戸主、若直毘神ならず。瀬織津比  
咩の次に、氣吹戸主、次に速開津比咩なるへきに、此二  
柱、神の御事の次第の、かへさまなるはいかに、呑、先  
祓にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀬織津姫、早川の  
瀬より大海原に持出給ひ、次に大海原を経て、塩の八百  
会まで至るは、此氣吹戸主、神のいふき放ちて、おくり  
やり給ふにて、次に速開津姫の呑給ふ也。然れば彼御  
禊に生坐る次第と、違へることなし。然るに氣吹戸主の  
事を、瀬織津姫の次に云ざるは、後にここにいふ故に、  
略けるもの也。もししからずは、大海原の間を、はる  
くも経て、塩の八百会までは、いつれの神のおくりや  
り給ふとかせん。上文に、持出奈武といひて、次には如  
此持出往波と、往てふ言を加へて、いへるに、心をつく  
へし。瀬織津姫の事は、持出るまでなる故に、そこには、  
往といはす。往るは持出たるうへのことにて大海原を  
経て往るにて、此一言に、氣吹戸主の御しわさの、此  
間にもある事を思はせたる。上代の文妙也とも妙也。  
なほさりに見過すへきにあらす。さてその事を、そこに

は云々すして、こゝにしも云るゆゑは、伊豆能売の呑給  
ひて、さて、その塩の八百会より、又根<sup>ノ</sup>国まで、おこ  
りやり給ふも、同し此直毘<sup>ノ</sup>神の御しわさなる故に、  
こゝにいひて、かしこをもかねたり。そは此<sup>ノ</sup>神は、す  
べて万<sup>ノ</sup>の凶事<sup>ヨコブ</sup>を、直し清め給ふ御靈<sup>ミタマ</sup>の神に坐れば、広  
くいふ時は、早川の瀬に流れ出るより、根<sup>ノ</sup>国に到りて、  
さすらひ失るまで、始め終りすべて、此<sup>ノ</sup>神の御靈<sup>ミタマ</sup>にあ  
らざることなけれども、しかしもしこれを、瀬織津<sup>イリヌス</sup>  
姫の次にいふときは、其<sup>ノ</sup>御靈の、始終にわたること、  
あらはとかたく又塩の八百会より、根<sup>ノ</sup>国までの間の事  
に闕れば、かれこれを以て、こゝには挙たる物也。なほ  
いは、罪穢<sup>ノ</sup>の、塩の八百会に没亡<sup>スル</sup>るまでは、顯<sup>ウツシ</sup>國の  
事なるを又それより更に根<sup>ノ</sup>国の方に就て云々ときは、か  
の塩会に没ゆくは、彼方<sup>カナダ</sup>にては出来るにて、水門なれば、  
上にもいへる如く、伊豆能売<sup>ノ</sup>神は、水戸<sup>ミナト</sup>神とあるにも、  
かなひたれば、顯<sup>ウツシ</sup>國にて、早川より水戸を経て、海に  
出る處にも、此<sup>ノ</sup>神の御靈あるべく、またかの八百会よ  
り、彼方<sup>カナダ</sup>へ流れ出る処にも、顯<sup>ウツシ</sup>國の如く、瀬織津姫の  
御靈<sup>ミタマ</sup>あるべきこと、互に相准<sup>ラ</sup>へて知<sup>ル</sup>。かくて、そ

を根<sup>ノ</sup>国まで、おりやるは、又顯<sup>シ</sup>國にて、大海<sup>ノ</sup>原を  
経て、八百会まで、おりやる□、同しけれは、直毘<sup>ノ</sup>神を、こゝに挙ること、又其よしあり。かくして根<sup>ノ</sup>国に至りて、さすらひ失ふは、又顯<sup>シ</sup>國にて、いづのめの神の呑給ふと、同しけれは、速佐須良姫の、御しわさに  
も、伊豆能売の御靈<sup>ミタマサチハ</sup>あるへし。かくの如く此<sup>ノ</sup>神たち、  
たかひに御靈<sup>ミタマサチハ</sup>幸ひて、祓の功<sup>イサヲ</sup>を相成し給ふものなり。  
さてまた此佐須良比咩<sup>サスラヒメ</sup>は、須勢理毘賣<sup>スセリヒメ</sup>にて、其<sup>ノ</sup>神は、  
祓にも由縁なきが如くなれとも、これに深きゆゑよしあ  
ることなり。そは先氣吹戸主の根<sup>ノ</sup>国にいぶき放ちやり  
給ふ□にてて、祓の事は竟て、此<sup>ノ</sup>比咩神さすらひ失ひ  
給ふは、その祓の驗<sup>シルシ</sup>を立給ふ御しわさ也。故<sup>レ</sup>こゝの四  
柱の神の中に、此<sup>ノ</sup>神のみは、かの伊邪那岐<sup>ノ</sup>大神の御禊<sup>ミナミ</sup>  
に生坐<sup>スル</sup>る神にあらずして、其<sup>ノ</sup>禊<sup>シルシ</sup>の驗<sup>スル</sup>に生坐<sup>スル</sup>る貴御  
子須佐之男<sup>ノ</sup>大神の御女也。これまた深き理なりけり。  
さてはしめ其<sup>ノ</sup>御父、須佐之男<sup>ノ</sup>大神、又祓によりて、罪  
穢<sup>ノ</sup>清まりて、世に大功<sup>イシヨウ</sup>を立給ひ、其<sup>ノ</sup>御末大臣主<sup>ノ</sup>神  
はしめ、しはく<sup>ノ</sup>、八十神<sup>ノ</sup>の禍事<sup>ヤソカミ</sup>に遇給ひしを、根<sup>ノ</sup>国  
に至<sup>リ</sup>坐<sup>ス</sup>て、此<sup>ノ</sup>須勢理毘賣<sup>ノ</sup>命に娶坐<sup>ス</sup>、此<sup>ノ</sup>比売神の御

はからひによりて、顯国にかへり世にたくひなき大功を立給へる、これ此ひめ神の、人民の罪穢を、さすらひ失ひ給ひて、福を得ると、事の趣き運ひ、全く同しきを思ふへし。大国王神と、此ひめ神と、もに、御禊に坐る須佐之男ノ大神の御後にして、夫婦となりて、此功を立給へること、又ふかきことわりあるへし。

真苗云 上の条々に云る如く、神漏岐神漏美乃命以弓、  
云々、<sup>スメミマノ</sup>孫之命を、此葦原水穂之國に、天降し給ひ、  
安國と知し食といふ件りそ、<sup>モチキ</sup>皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむへき事、との教則の基なる、又天之益人等我云々より、許々太久乃罪出武とある如く、其惡行をつ、しみ、犯すことのなきそ、天理人道を明にすへき事、との教則の基なる。また天津宮事以弓より天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼、とある件りそ、敬神愛國の旨を体すへき事、との教則の基なる。さて天津神波、<sup>アマツカミハ</sup>天磐門乎押披<sup>アメノイハトヲオシヒラキ</sup>氏云々より、こゝの件りなる自今日始氏、罪止云罪波<sup>ケヨリハシメテ</sup>

不在止、といふまでは、敬神愛國の旨を体し、天理人道を明にし、皇上を奉戴し、朝旨を遵守す、との三条の教則に、もししく戾りし者のありとも、その過ちを改めて、祓具を出し、滅罪の祓を、かくする上からは、その罪咎をまぬかれぬへきよしを云るなり。今世贖金を出すも、事の趣は一なり。されば、百官人を始め、四方、国人まで、天津神、国津神の恩頼を蒙りて、罪といふことはあらし、といふことなり。

(頭書) 後糸云、不在止、祓給比清給事乎、と次の語□をへたて、つ、く詞也。さて上に、<sup>スメミマノ</sup>ミコトノ朝廷乎始氏、云々、罪止云布罪波不在止といひ、また云々事之如久遺罪波不在止といひて 又こゝにもかく云るは、同しことのいたづらに重なりて、拙きが如くなれど、これ古文のつねにして、よく語の条理<sup>スヂ</sup>をたゞして見れば、拙からず。条理よくとほりて聞ゆる也。

高天原尔耳振立<sup>タカアブハラニミフリタテキモノトウマビキタテ</sup>  
後糸云 高天原尔とは、殿造りをいふとて、高天原尔千木高知と云とおなし意にて、たゝたかくといふことなり。

かならずしも、高天原まで、至るよしにはあらず。」

の言を、高天原に坐神たちに、聞食せといふ意也、

といふ説はいとつたなし。〔真苗云〕後釈に云れたる如く、

耳振立氏と云は、上代より、馬を祓具として、朝廷

にても、何れの国にても、牽出す。式たることは、古書

ともに見えたり。其祓具を以て、直に詞の上にそへて、

あやなせるといふは、馬は耳の高くして、聞くことの疾

き獸なるから、そをかりて然云るなり。さてこゝは、馬

牽立氏祓給比清給事乎、諸聞食、とつくてにを

はなり。

四国ト部等大川道尔持退出氏祓却止宣

考云 ト部は、解除の事をとるなれば、祓詞をはりて後、

そのはらへつものを、川辺に持出て、流しやれと、仰せ

給ふなり。〔後釈云〕四国とは、在京なると、伊豆壱岐対

馬との四国也。○大川道とは、はらへつものを流しして、海はらへやるには、川はその道なるゆゑに、ことに

道とはいへるなり。さてこのなしやる川は、そのとき

くの京によりて、何の川にても有へし。○退とは、

京より外へゆくをいふ。○祓却は、神祇令に、ト部為

解除とある是也。○さて此段は、初なる集侍親王

云々の段と共に、一季の大祓の定まりし時に、加へられたる文なること、論なし。

(頭書) 後釈云、四毛國とある毛字は、後世人の、な

知とよむ、古言也。朝に為る事には、朝日之豐榮登尔

といふ。朝夕のことを、かく云は、古の雅言なり。○

諸とは、はじめに、集侍親王云々等諸、とある諸を

さすなり。宣とは、中臣みつからいふなること、はじめ

とおなし。

諸聞食止宣

後釈云 夕日之降

とは、夕つかたをいふ。降は、久陀

知とよむ、古言也。朝に為る事には、朝日之豊榮登尔

といふ。朝夕のことを、かく云は、古の雅言なり。○

諸とは、はじめに、集侍親王云々等諸、とある諸を

さすなり。宣とは、中臣みつからいふなること、はじめ

とおなし。

四國にて、四箇國のト部也。四時

祭式、大祓御贖<sup>ヲ</sup>条に、召<sup>ヨコシ</sup>中臣<sup>ヲ</sup>称<sup>ヨコシ</sup>唯率<sup>ヲ</sup>文部四國<sup>ヲ</sup>ト部<sup>ヲ</sup>入<sup>ル</sup>云々、宮内省式に、四國乃<sup>ヨクニ</sup>ト部等云々、台記<sup>ノ</sup>別記<sup>ノ</sup>、大嘗會<sup>ノ</sup>中臣<sup>ノ</sup>寿詞にも、四國<sup>ヲ</sup>ト部等云々などあるを以てしるべし。さるにては、伊豆<sup>ヲ</sup>壱岐<sup>ヲ</sup>対馬<sup>ヲ</sup>、今一国は何れそといふに、京にあるを加へていふなるへし。臨時祭式に、其<sup>ノ</sup>ト部<sup>ヲ</sup>取<sup>ル</sup>三国<sup>ヲ</sup>云々、若<sup>シ</sup>取<sup>ラハ</sup>在<sup>ル</sup>都<sup>ノ</sup>之人<sup>ヲ</sup>云々、これにて、在京のト部もあることをしるべし。京ならは、國とは云へからざる例なれども、三国并在<sup>ル</sup>京ト部などいはんは、煩はしければ、三国に合せて四國とは云なるへし。

### 大祓詞二条弁 下巻 終

大祓は上つ代よりのなはしにて、いともかしこきわざなるを、中つ代には其さまや、おどろへしを、明らかに治る此大御代となりて、其わざをも興させられ、やかてはいにしへにも立帰りぬへきさまなるは、うれしきことにこそあれ、さて其大祓詞も、中つ世にはさま／＼にときひかめたるを、ちかき世の大人们漸々に説明らめ來

しを、今又一敏と県を同くする根本ぬしは、今の教導の三条の規則と其旨ことならすとて、大人たちのとき<sup>ヲ</sup>とをあけて、三条の規則にあはせつはらに説のへたるはめつへきことにして、世の人三条の教をまもり、心をすなほにして、現せのつみとかかる事なく、さてみそきはらひして、目にも見えぬ幽界の罪とかも消ゆかは、皇國のいやさかえゆくもとる、此外にあるへくもなし、さて其みそきはらひはいかにといふに、大祓詞にもいへる如くにて、天つ祝詞の大諄辭<sup>ビトヲタミヨ、イツムエヨ、ヤコノタリモ、ナヨロ</sup>をのるをこそむねとすれ、其太のりととは、一二三四五六七八九<sup>ヲ</sup>十百千万てふ六言四句のうた也けり、こは天地のひらけゆくさまをつゝりていともやことなく、人々つねにのるべき詞なれば、さの名ともなりつるにて、こを守らては天津神国津神もめて給ひ、くさ／＼のつみ咎<sup>ヲ</sup>さえて、もろ／＼のけかれの清まるも、これにまされることはあらざるを、中つ代より其つたへを失ひたるは口をしきことそかし、こたひ大祓詞二条弁を桜木にちりはめ、世に弘くせむとて、根本ぬしのわれにも一言そへてよと請はるゝまゝに此よし書付るにこそ、年の号を明治てふ其七年にあたるとしの三

月十日、東の都にてしるす

豊後国人

小河一敏